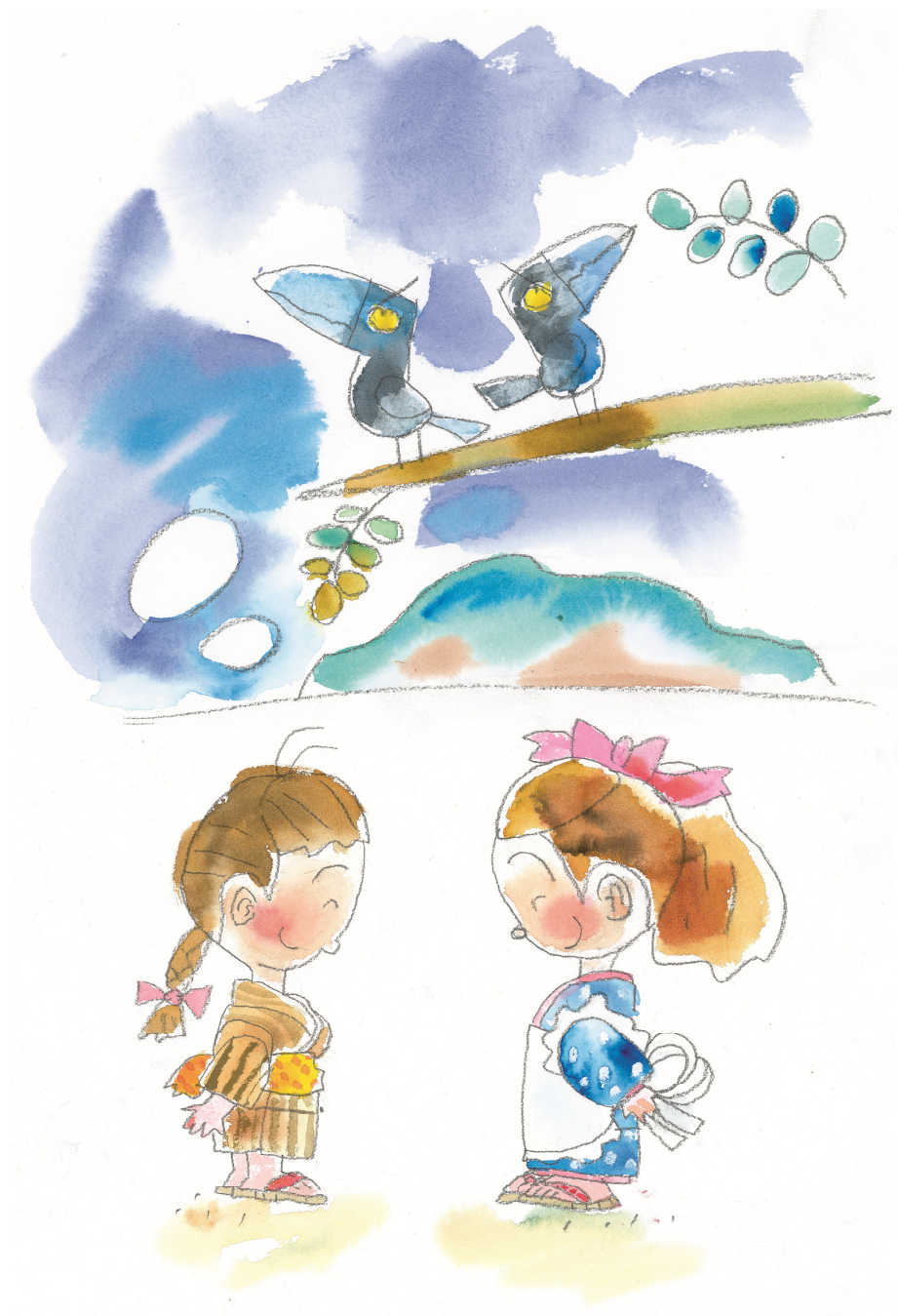


ながと男女共同参画計画 (第3次)

～ 男女ともに 家づくり、職場づくり、まちづくり ～



平成29年3月
長門市



はじめに

本市では、平成21年に制定した「長門市男女共同参画推進条例」の基本理念のもと、「ながと男女共同参画計画（第2次）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策を推進してまいりました。

しかしながら、平成27年に実施した市民アンケート結果では、依然として職場や社会通念、慣習やしきたりなど、多くの分野において男性のほうが優遇されていると感じている人が多く、男女の不平等感や固定的な性別役割分担意識が存在していることがわかりました。また、女性の就業率が高い本市においては、男女がともに仕事と家庭生活等を両立できる雇用環境の整備や子育て支援等の充実が重要となっております。

こうした中、このたび、「ながと男女共同参画計画（第2次）」の計画期間が終了することから、これまでの取組の検証や社会情勢の変化、国や県の基本計画や市民・事業所アンケートの結果を踏まえ、「ながと男女共同参画計画（第3次）」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、家庭や職場、地域など、あらゆる場において、男女がともに支え合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、取組を進めてまいります。

この計画の推進にあたっては、市民、事業者及び関係機関・団体の皆様との連携、協働がなによりも重要であります。皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定にあたりご審議いただきました長門市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました皆様方に心から御礼申し上げます。

平成29年3月

長門市長 大西 倉 雄

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の位置付け	
3	計画の期間	
第2章	計画策定の背景	2
1	社会経済情勢の変化	
2	国・県の動き	
第3章	長門市の現状と課題	7
1	市民・事業所アンケート調査	
2	これまでの取組	
第4章	計画の基本的な考え方	26
1	計画の基本理念	
2	基本目標	
3	計画の体系	
第5章	計画の内容	30
基本目標Ⅰ	男女共同参画社会に向けた意識の形成	30
重点目標1	男女共同参画意識の浸透	
重点目標2	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	
基本目標Ⅱ	あらゆる分野で男女がともに輝く社会の実現	34
重点目標1	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	
重点目標2	働く場における男女共同参画の推進	
重点目標3	地域・防災活動における男女共同参画の推進	
重点目標4	農林水産業における男女共同参画の推進	
基本目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランスの推進	41
重点目標1	働きやすい環境づくり	
重点目標2	家庭における男女協働の推進	
重点目標3	子育て・介護支援	
重点目標4	ゆとりのある生活の推進	

基本目標Ⅳ 男女がともに安心して暮らせるまちづくり	48
重点目標1 だれもが安心して暮らせる環境の整備	
重点目標2 男女間のあらゆる暴力の根絶	
第6章 計画の推進	52
1 計画の推進	
2 推進体制	
3 計画の進行管理	
附属資料	53
男女共同参画社会基本法	
女性の就業生活における活躍の推進に関する法律	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	
長門市男女共同参画推進条例	
用語解説	

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、男女共同参画社会の実現に向け、平成21年3月に「長門市男女共同参画推進条例」を制定しました。また、平成19年8月に「ながと男女共同参画計画」、さらに、平成24年3月に「ながと男女共同参画計画（第2次）」を策定し、男女共同参画の推進に関する様々な施策に取り組んできました。しかしながら、家庭や職場、地域など、社会の多くの分野で性別による固定的な役割分担意識は未だに根強く残っており、男女の地位の不平等感が存在しています。さらに、女性の就業率が高く、共働き世帯が多い本市においては、仕事と家庭・地域生活等を両立させるための環境整備が求められているなど、取り組むべき課題が多くあります。

一方、国においては、人口減少と少子高齢化が顕著となり、また、家族環境の変化や経済社会の構造変化、非正規労働者の増加など、社会情勢が大きく変化しています。高度情報化等、急速に変化している社会環境に適切に対応していく上で、男女が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、さらに重要度を増しています。

このような状況のなか、「ながと男女共同参画計画（第2次）」の計画期間が平成28年度に満了することに伴い、社会情勢の変化や本市における状況を勘案し、計画の進捗状況及び平成27年度に実施した「男女共同参画に関する市民・事業所アンケート」の結果を踏まえ、「ながと男女共同参画計画（第3次）」を策定しました。

2 計画の位置付け

この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「長門市男女共同参画推進条例」に基づき策定するものであり、「第2次長門市総合計画」を上位計画と位置付け、国の「男女共同参画基本計画」及び「山口県男女共同参画基本計画」との整合を図り策定しました。

また、この計画のうち、「基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女がともに輝く社会の実現」及び「基本目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスの推進」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条の第2項に基づく「市町村推進計画」、「基本目標Ⅳ 重点目標2 男女間のあらゆる暴力の根絶」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

ただし、国内外の動向や社会環境の変化を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

第2章 計画策定の背景

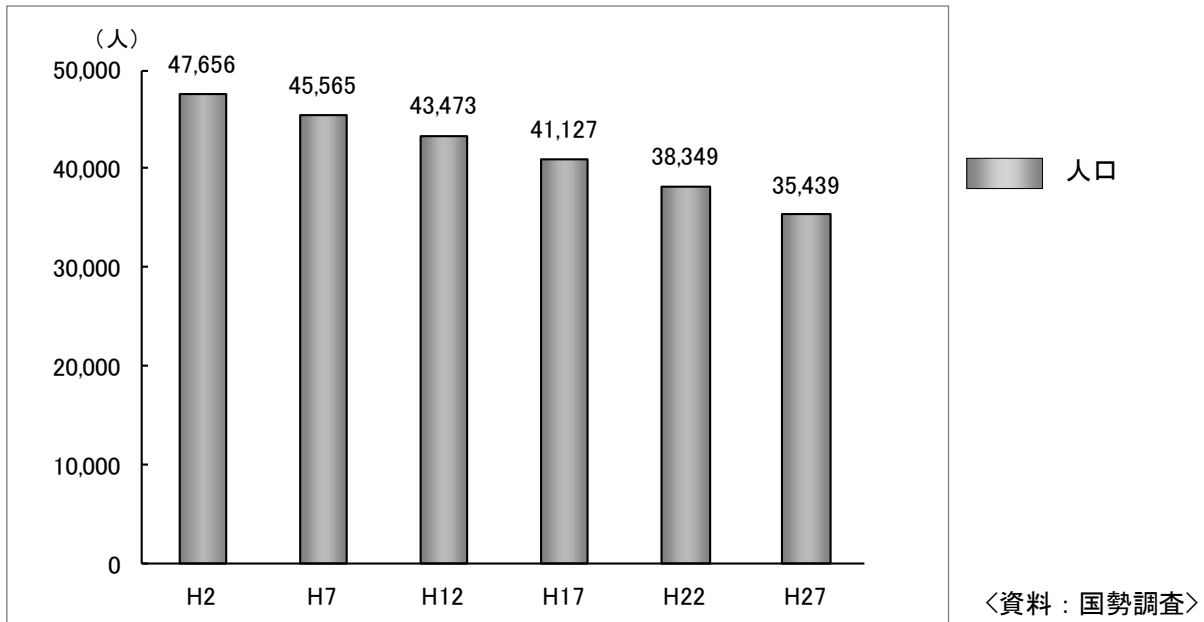
第2章 計画策定の背景

1 社会経済情勢の変化

(1) 人口減少

本市の人口は、減少の傾向にあり、平成27年時点で35,439人であり、平成17年の市町合併時の41,127人と比較すると、5,688人の減少となっています。

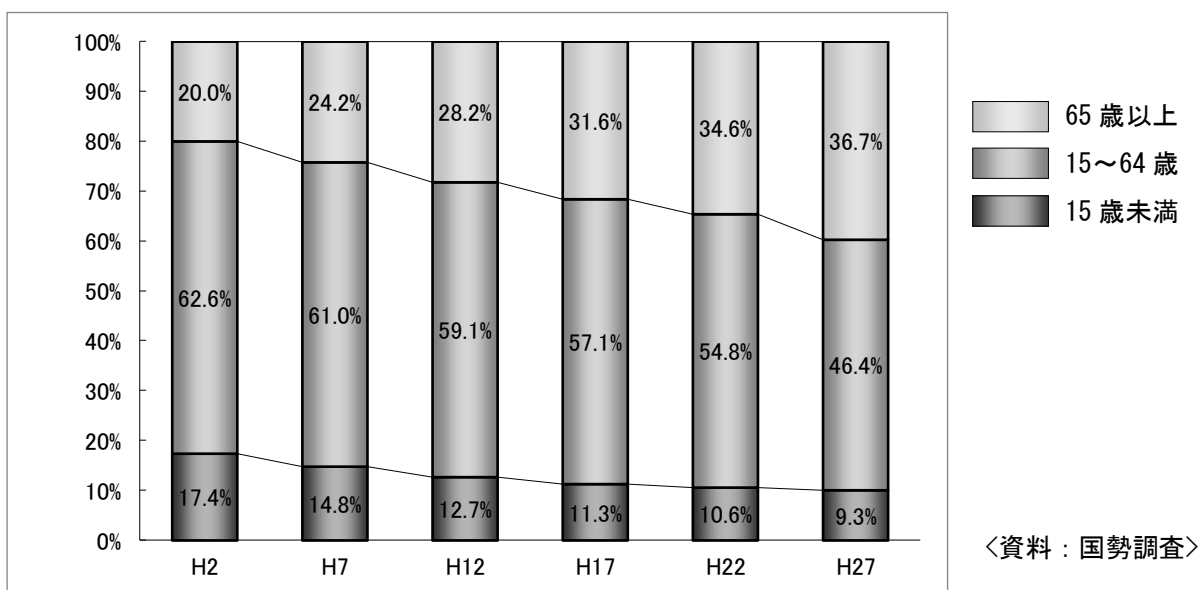
■長門市の人口の推移



(2) 少子高齢化の進行

本市の年齢別人口構成比は、15歳未満の年少人口の割合が減少しているのに対し、65歳以上の老年人口の割合が36.7%と増えており、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

■長門市の年齢別人口構成比の推移

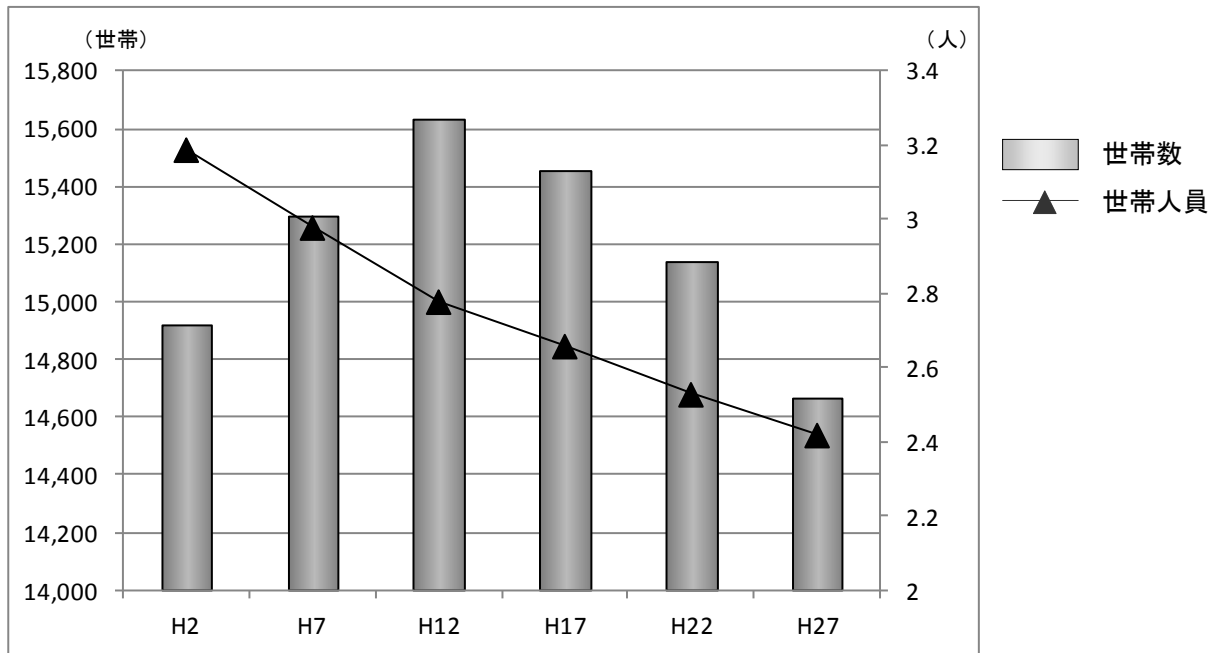


(3) 家族形態の多様化

本市の世帯数は、平成 27 年時点で 14,666 世帯となっており、平成 12 年をピークに減少しています。

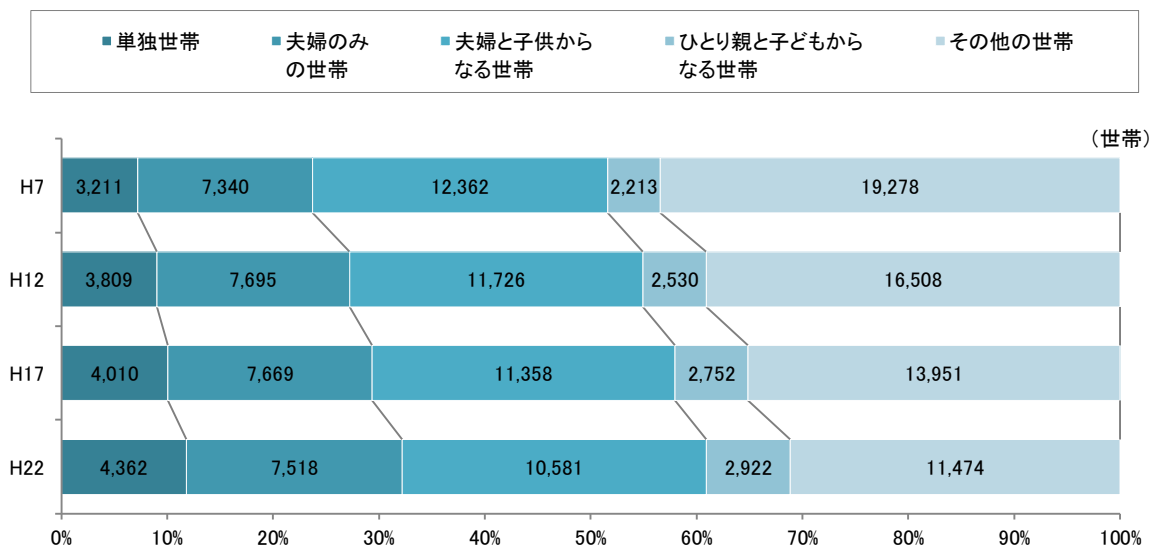
また、1 世帯あたりの人員は減り続けており、単独世帯やひとり親世帯が増加するなど家族形態が変化しています。

■長門市の世帯数の推移



〈資料：国勢調査〉

■一般世帯の家族類型別割合の推移



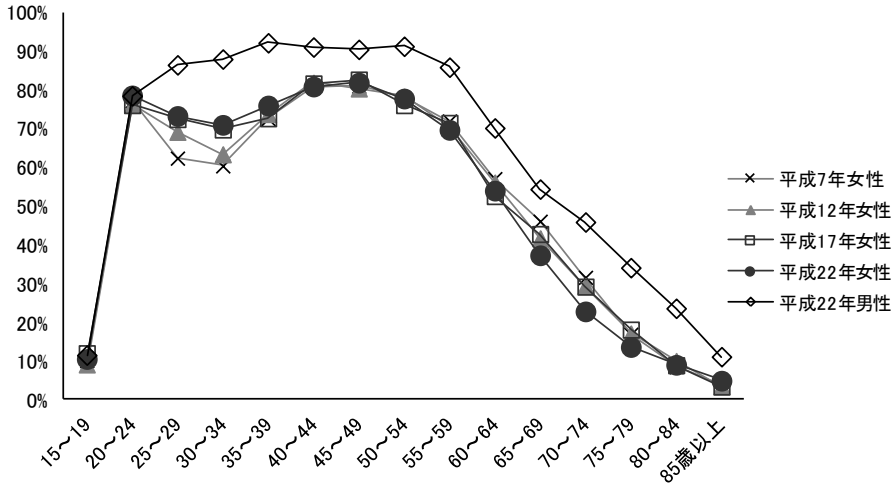
〈資料：国勢調査〉

(4) 女性の就業状況

本市の女性の年齢階級別の労働力率は、25歳から39歳までの年齢層で落ち込む「M字カーブ」を示していますが、その落ち込みは年々緩やかになっています。

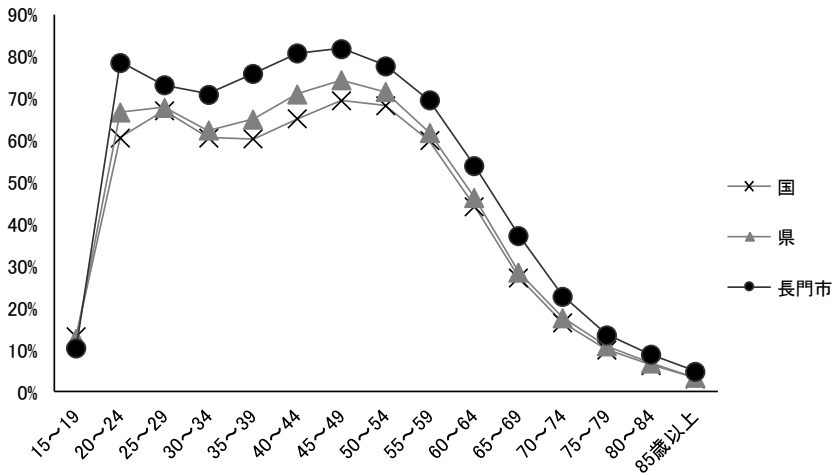
また、全国や県と比較して、女性の就業割合が高くなっています。

■女性の年齢階級別労働力率の推移（長門市）



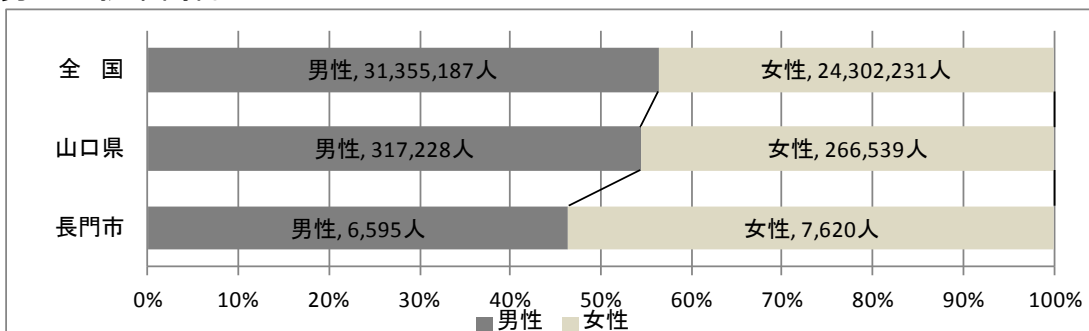
〈資料：国勢調査〉

■女性の年齢階級別労働力率（全国・県比較）



〈資料：国勢調査〉

■男女の就業割合



〈資料：経済センサス〉

2 国・県の主な動き

「ながと男女共同参画計画（第2次）」（平成24年3月）の策定以降、国や県においては次のような取組が進められてきました。

（1）国の動き

○「女性活躍推進法」の制定

女性が職業生活において、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を図るため、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（女性活躍推進法）」が成立しました。

この法律では、国や地方公共団体、民間企業等の事業主に、女性の活躍推進に向けた数値目標や行動計画の公表等が義務付けられました。

○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、平成26年1月に施行されました。

今回の改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象となりました。また、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

○「子ども・子育て支援法」の制定

平成24年8月に「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、これに基づき、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートしました。

新制度では、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や待機児童の解消、地域における子ども・子育て支援の充実を図ることとされています。

○「次世代育成支援対策推進法」の改正

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図ることを目的とした「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」が平成26年4月に改正され、平成27年までの時限立法であったものが平成37年まで10年延長されました。

○国の「第4次男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画社会基本法に基づく、国の「第3次男女共同参画基本計画」（平成22年12月策定）の改定が行われ、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

(2) 県の動き

○「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」の策定

山口県の総合計画となる「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」が、平成27年3月に策定されました。その中で、「女性が輝く地域社会の実現」が掲げられ、仕事と子育て等の両立支援、女性の再チャレンジ支援、地域における女性の活躍の促進などに取り組むことが示されています。

○「やまぐち子ども・子育て応援プラン」の策定

「子ども・子育て支援法」に基づき、子育て支援・少子化対策を総合的に推進するため、平成27年3月に「山口県子ども・子育て支援事業支援計画（やまぐち子ども・子育て応援プラン）」が策定されました。

○「第4次山口県男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画社会基本法に基づく「第4次山口県男女共同参画基本計画」が、平成28年3月に策定されました。

○「第4次山口県配偶者暴力等対策基本計画」の策定

配偶者暴力等対策施策に関する取組の一層の推進を図るため、「第4次山口県配偶者暴力等対策基本計画」が、平成28年3月に策定されました。

第3章 長門市の現状と課題

第3章 長門市の現状と課題

1 市民・事業所アンケート調査

(1) 目的

「ながと男女共同参画計画（第3次）」の策定にあたり、現状の把握と市民の意見を計画に反映させるための資料として、平成27年12月に市民2,000人を対象とした市民アンケート調査と、市内109事業所を対象とした事業所アンケート調査を実施しました。

（市民アンケート：回収数639（うち男性268、女性361、不明10）、回収率32.0%）

（事業所アンケート：回収数46、回収率：42.2%）

(2) 結果概要

①市民アンケート調査結果概要

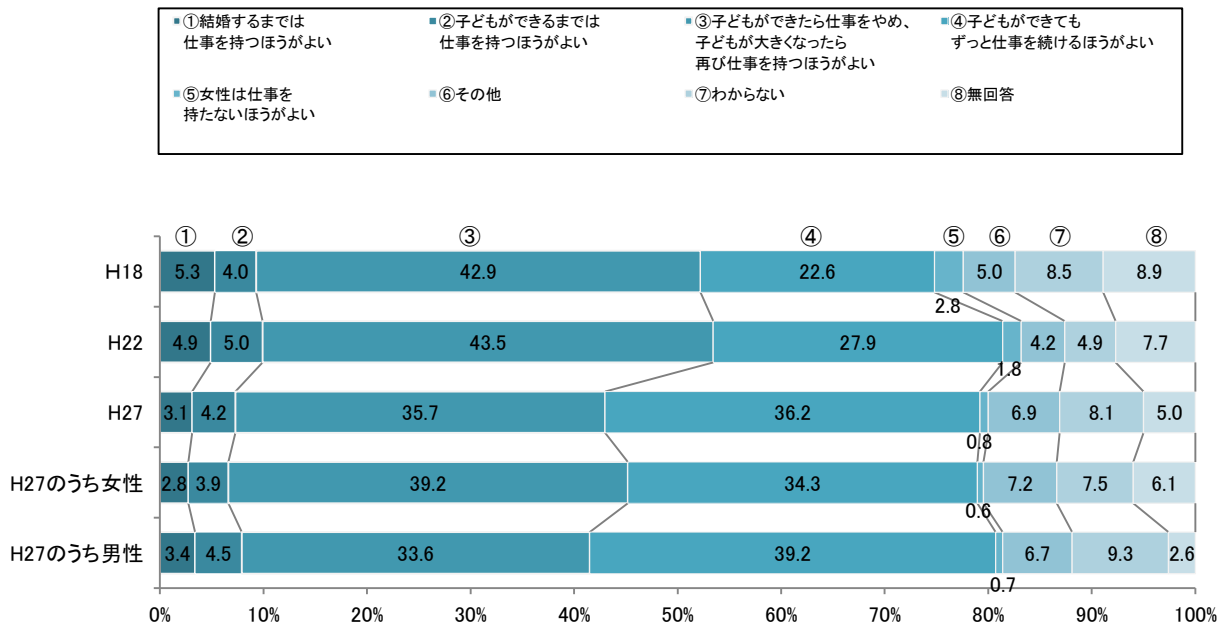
○女性と仕事

・女性が仕事を持つことについて

平成18年、22年調査と比較すると、「子どもができてもしっかりと仕事を続けるほうがよい」は増加し、「女性は仕事を持たないほうがよい」、「結婚するまでは仕事を持つほうがよい」は減少しています。

女性が仕事を持つことに対して、肯定的な意見が増加しています。

女性が仕事を持つことへの考え

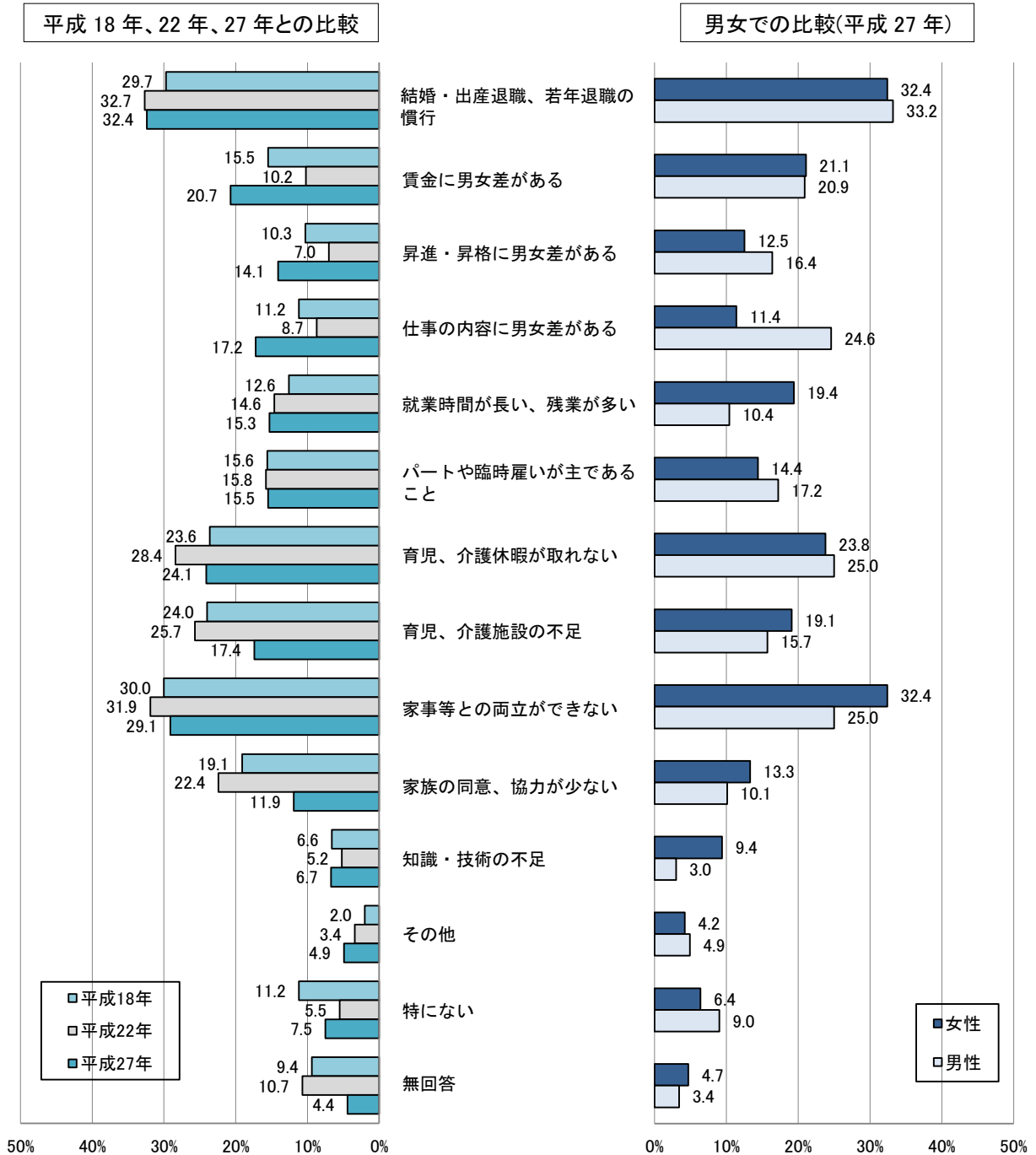


・女性が働く上での障害について

「結婚・出産退職、若年退職の慣行」が最も高く、次いで「家事等との両立ができない」、「育児、介護休暇が取れない」の順となっています。平成18年、22年調査と比較すると、「賃金に男女差がある」、「昇進・昇格に男女差がある」、「仕事の内容に男女差がある」が増加し、「育児・介護施設の不足」、「家族の同意、協力が少ない」は減少しています。

また、男女別にみると、「家事等との両立ができない」については、女性で高くなっています。

女性が働く上での障害



○男女の地位の平等について

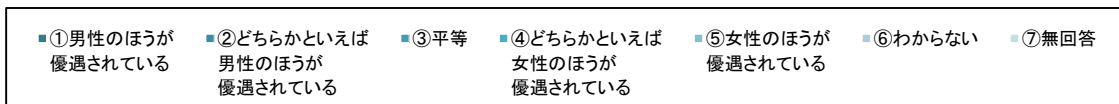
・男女の地位の平等感

「学校教育の現場」以外のすべての分野において、『男性優遇(「男性のほうが優遇されている」+「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」)』と感じている人の割合が高くなっています。また、「平等」と答えた人の割合は、平成22年調査と比較して、「家庭生活」では5.4ポイント上昇していますが、それ以外の分野においては、わずかな増加または低下となっています。

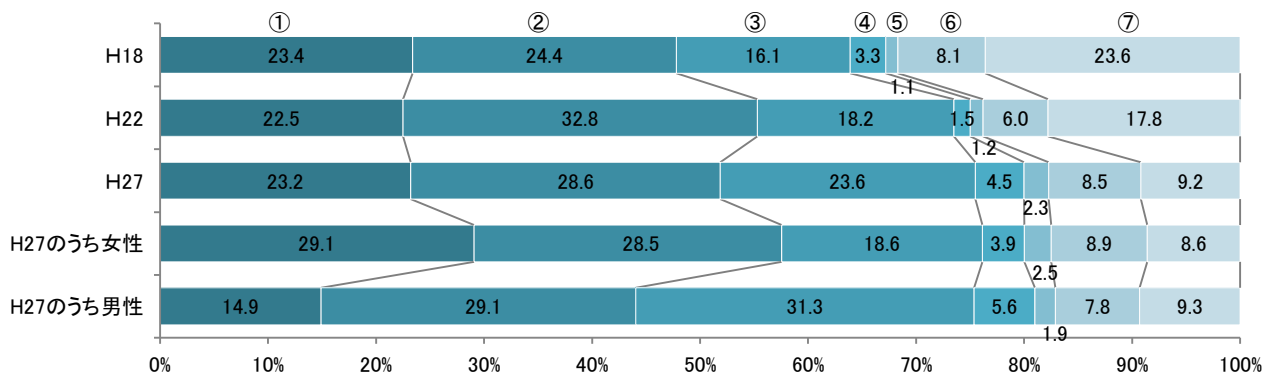
また、男女別にみると、すべての分野において、「男性のほうが優遇されている」と答えた人の割合は、女性が男性より高くなっています。

このことから、社会の多くの分野において、男女の平等感は依然として低く、『男性優遇』となっています。

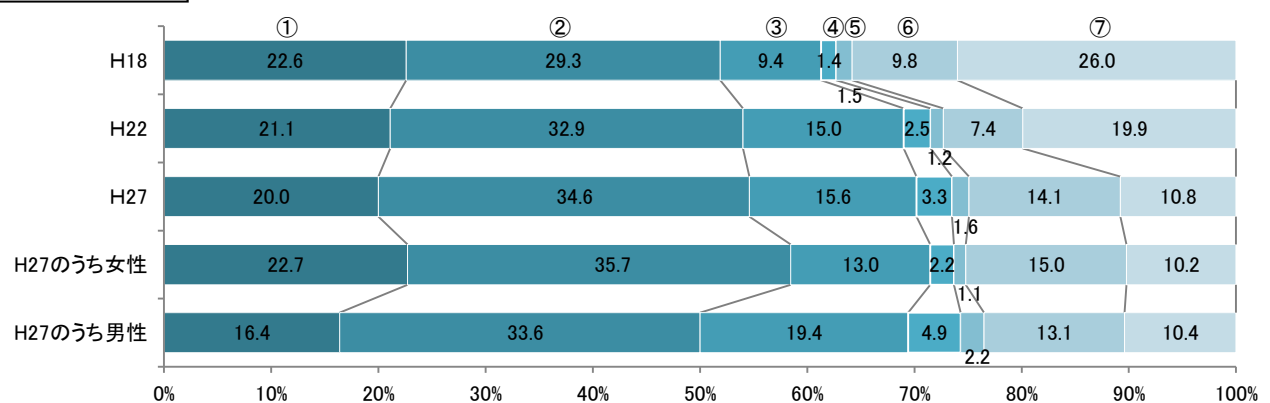
男女の地位の平等感

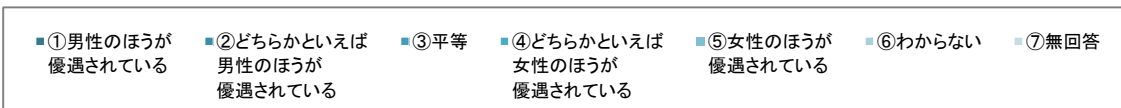


家庭生活では

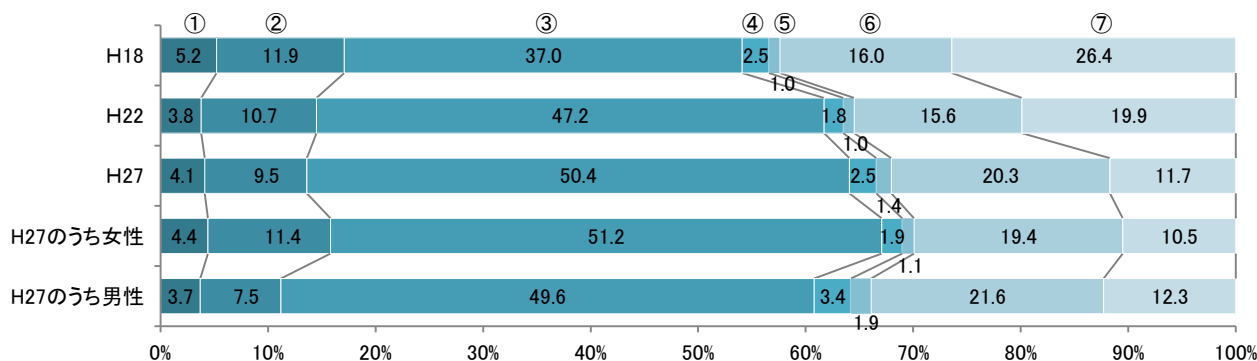


職場では

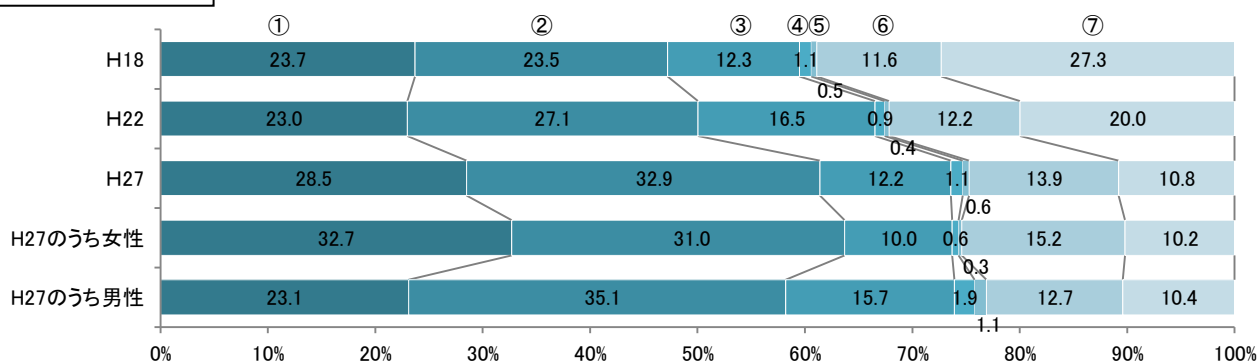




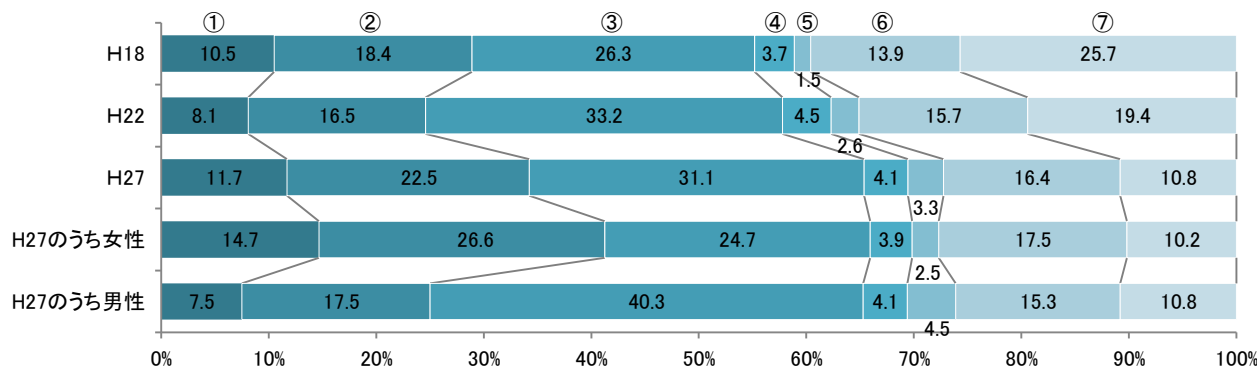
学校教育の現場では



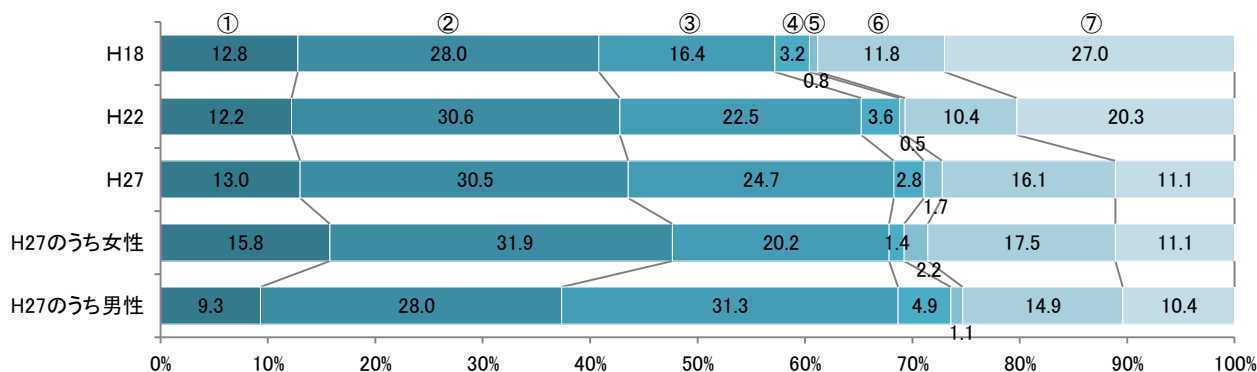
政治の場では



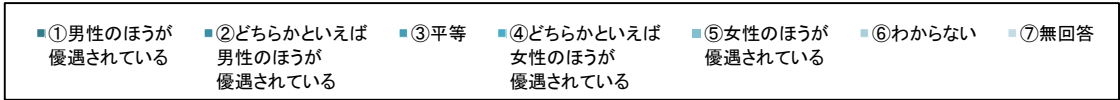
法律や制度の上では



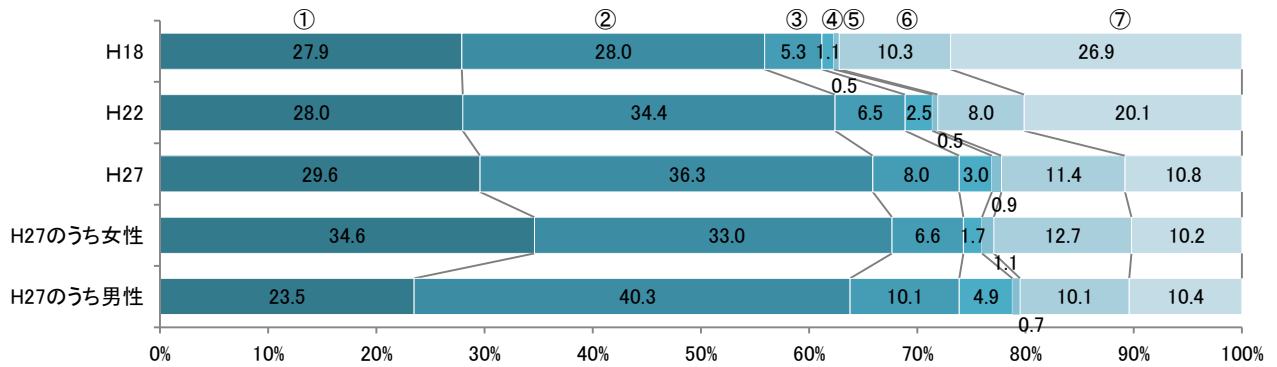
社会活動の場では



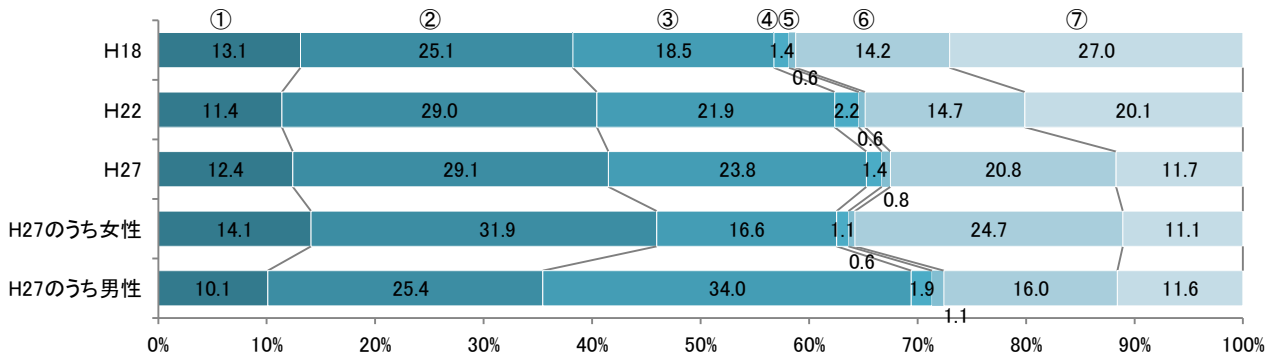
第3章 長門市の現状と課題



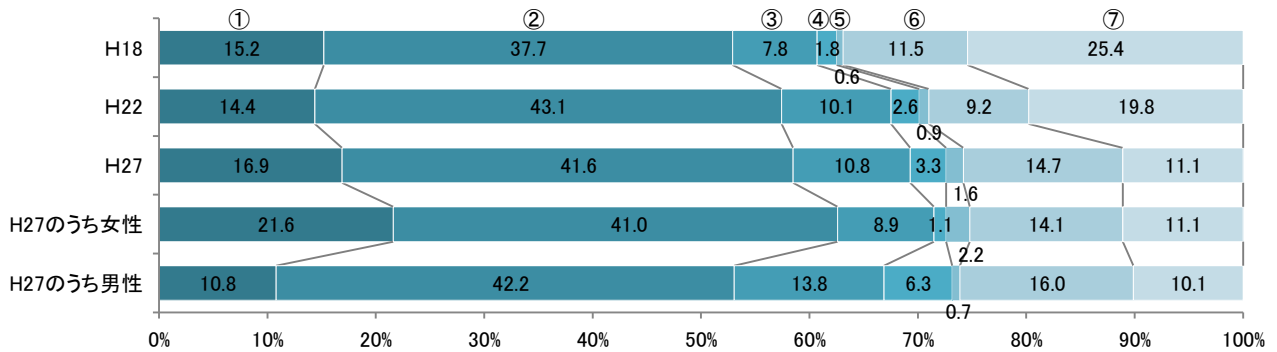
社会通念、しきたりや慣習では



県や市町村の行政の場では



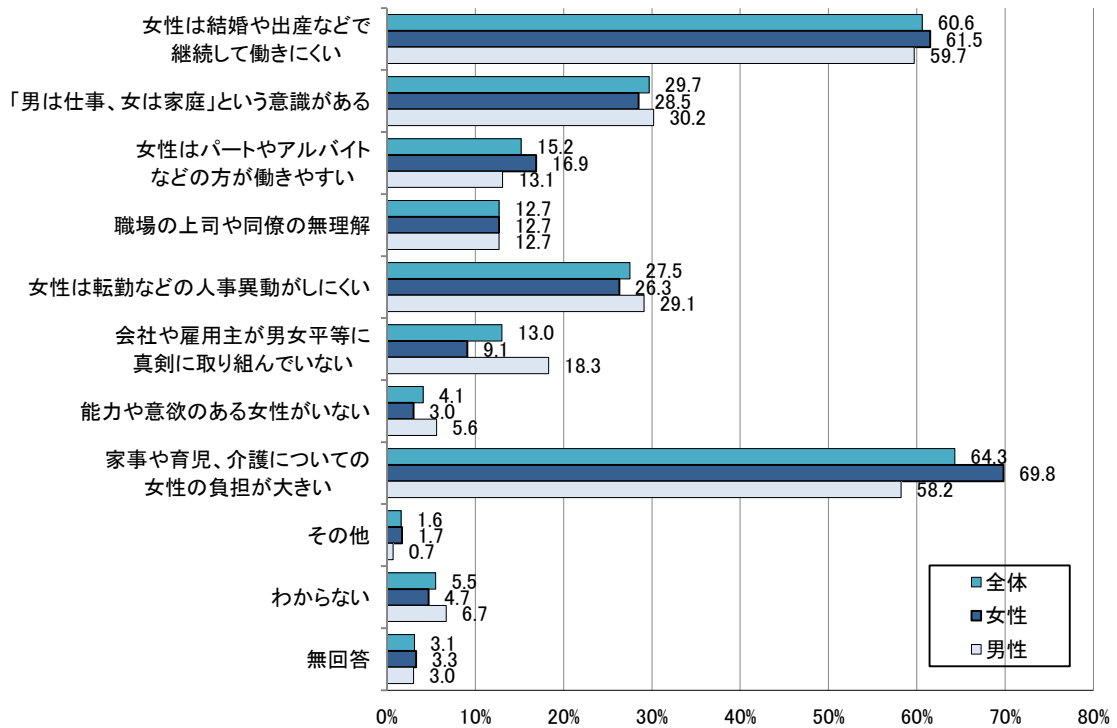
社会全体では



・男女間に平等でない扱いがある理由について

「家事や育児、介護についての女性の負担が大きい」が最も高く、男女別にみると、女性が男性を11ポイント上回っています。

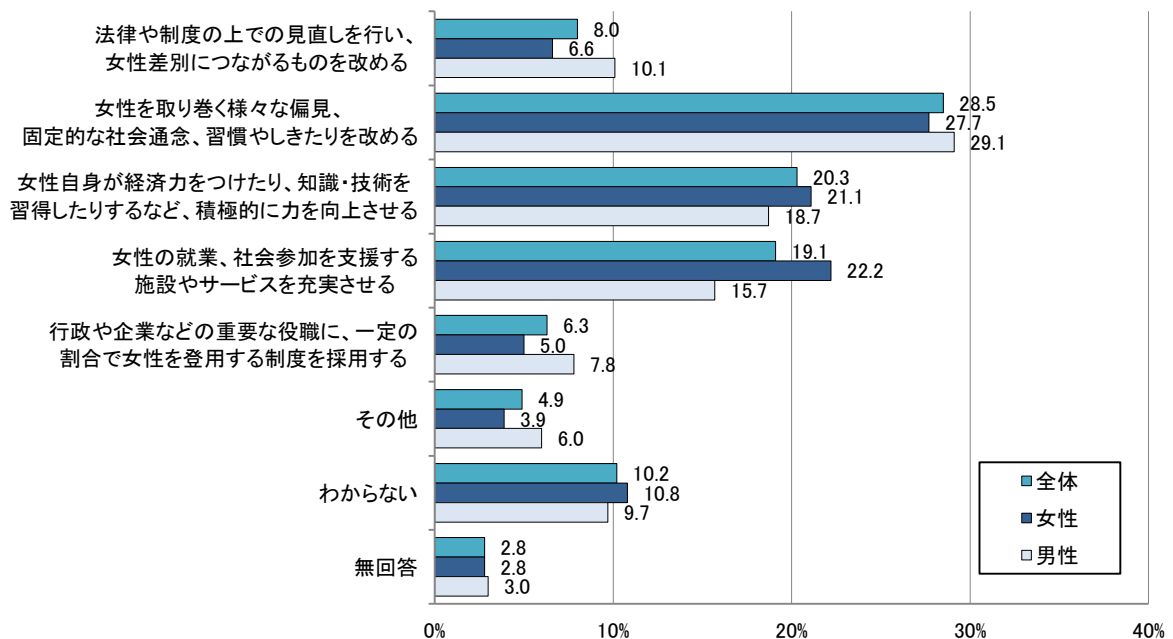
男女間に平等でない扱いがある理由



・社会のあらゆる分野で男女がもっと平等になるために重要なこと

「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、習慣やしきたりを改める」が最も高くなっています。男女別にみると、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスを充実させる」では、女性が男性を6.5ポイント上回っています。

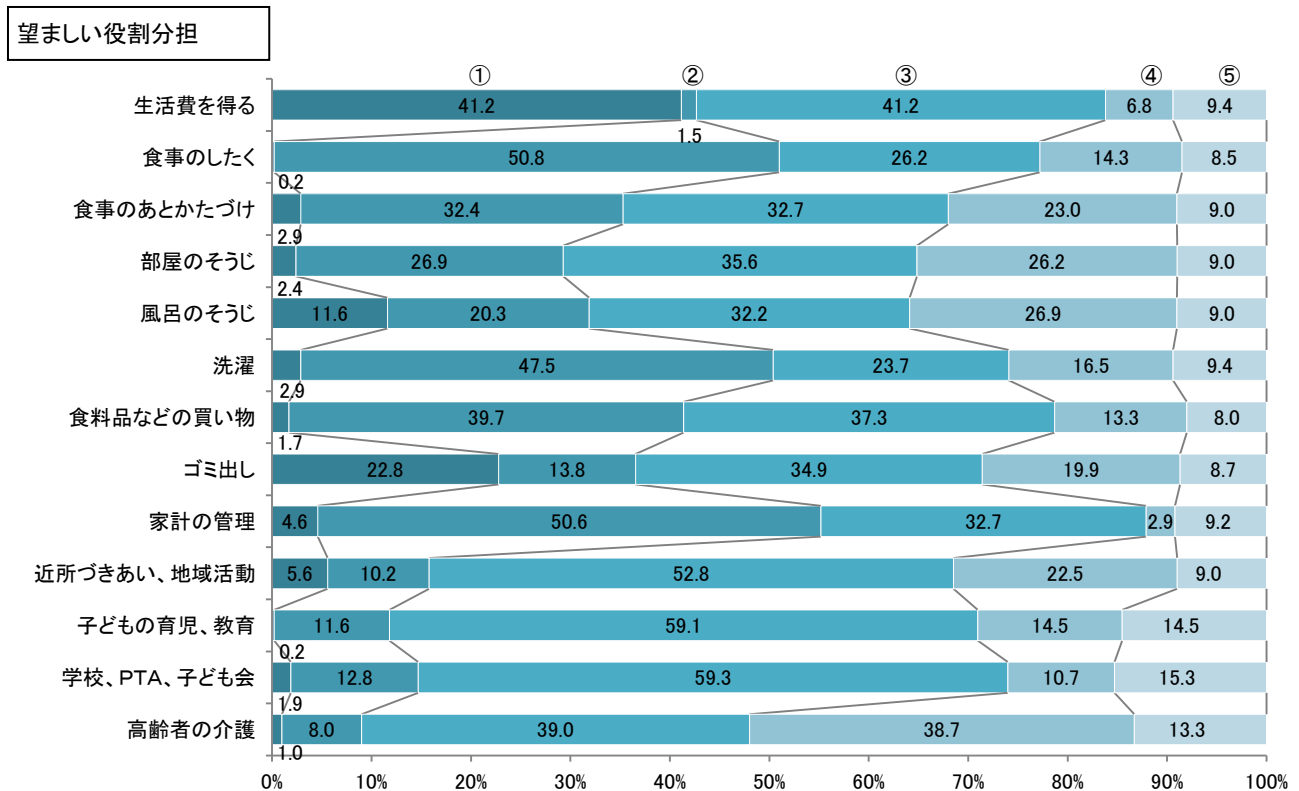
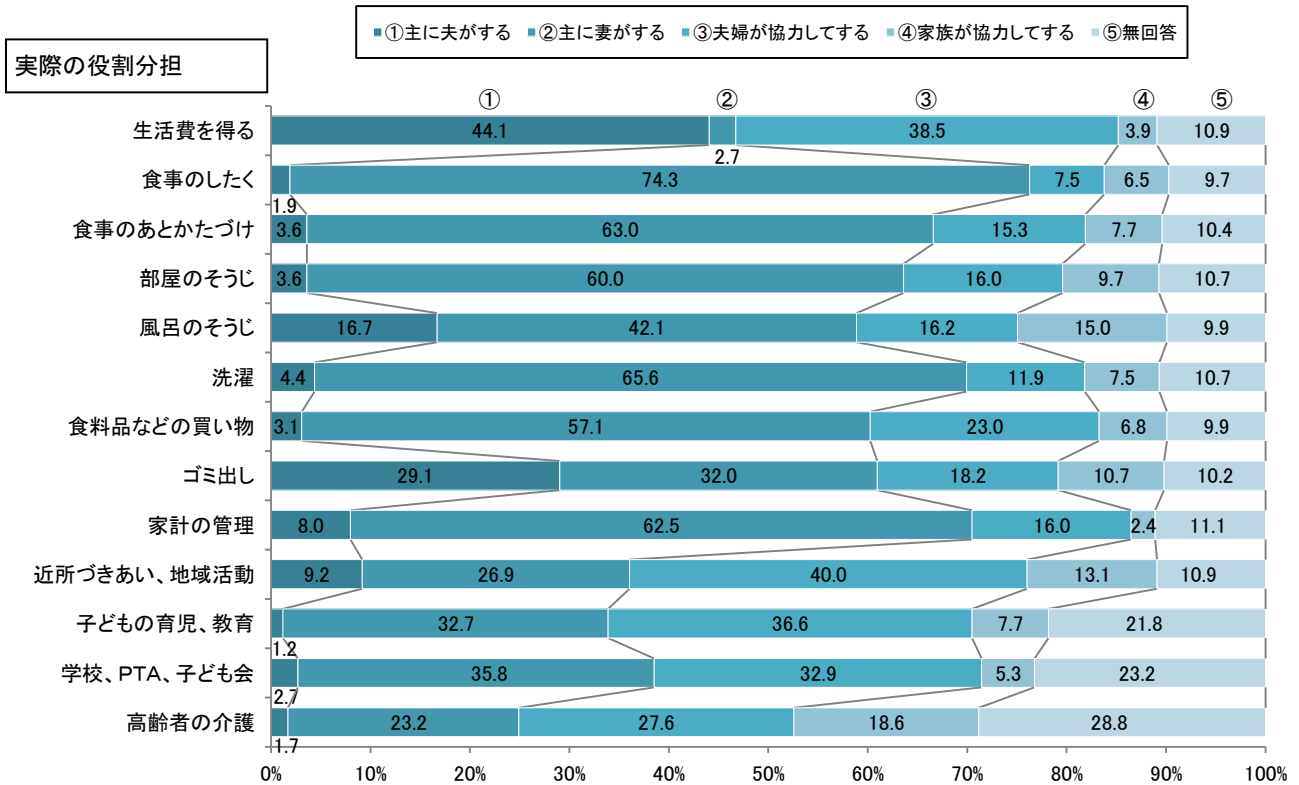
社会のあらゆる分野で、男女がもっと平等になるために重要なこと



○家庭生活・子育て・介護について
 ・家庭生活での役割分担について

実際の役割分担については、「生活費を得る」を除くほとんどの項目において、「主に妻がする」の割合が高く、家事や育児など家庭内での負担の多くを女性が担っています。また、望ましい役割分担では、実際の役割分担に比べ、夫婦や家族で「協力してする」の割合が高くなっています。

家庭生活での役割分担について

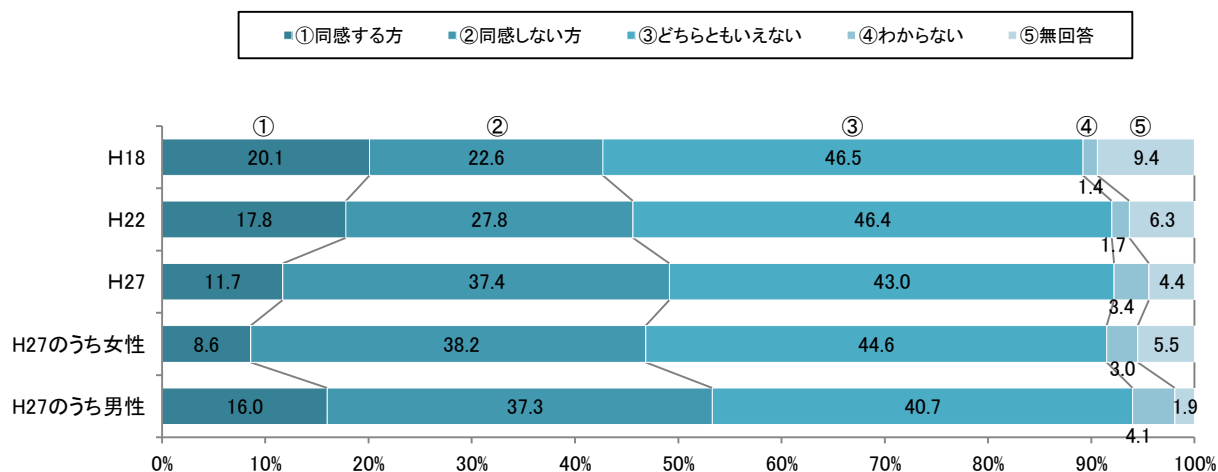


・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

「どちらともいえない」が43.0%と最も高く、次いで「同感しない方」となっており、「同感しない方」が「同感する方」を25.7ポイント上回っています。平成18、22年調査と比較すると、「同感する方」は減少し、「同感しない方」は増加しています。

また、男女別にみると、「同感する方」は男性が女性より高くなっています。

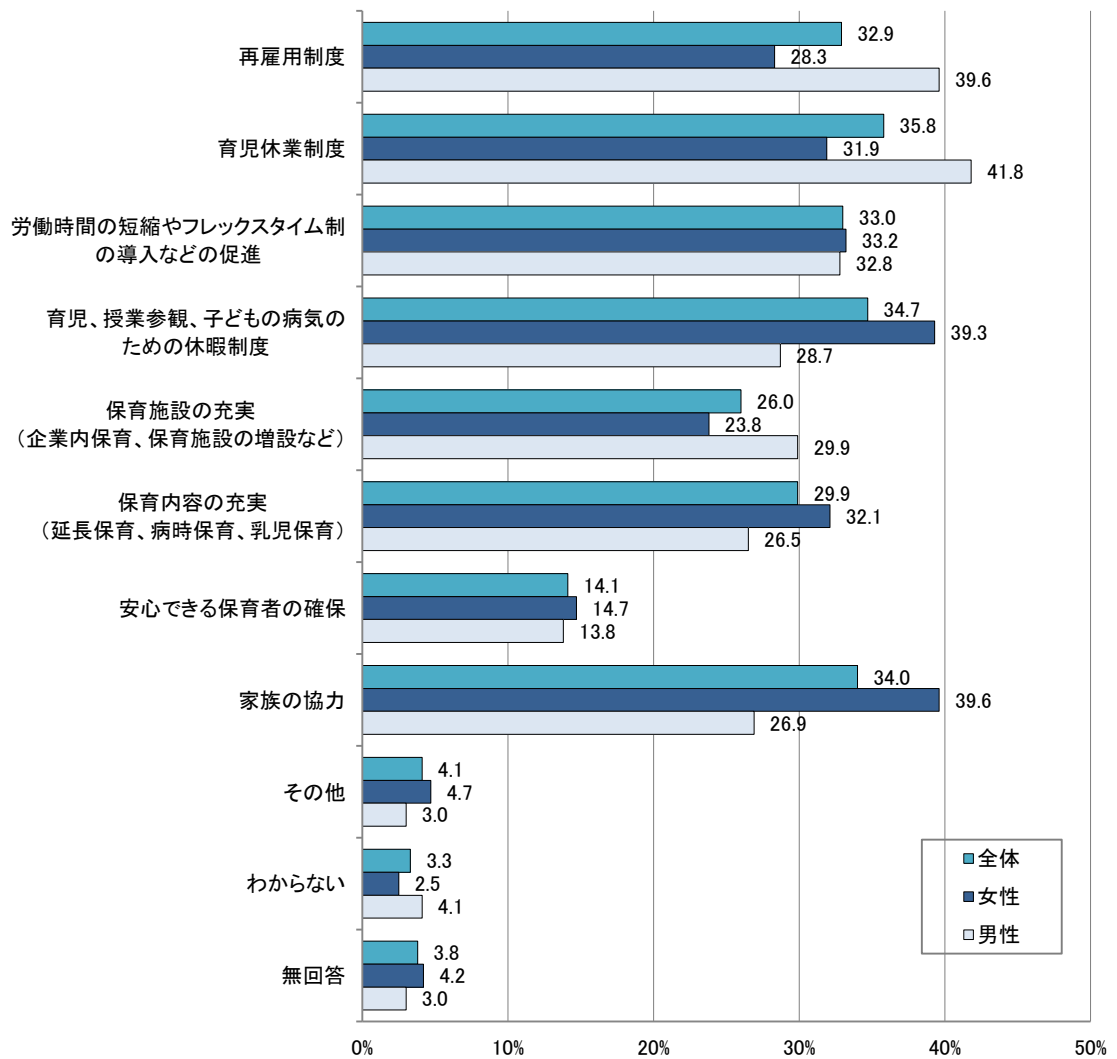
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方



・女性が働きながら子育てをするために必要だと思うこと

「育児休業制度」が最も高く、次いで「育児、授業参観、子どもの病気のための休暇制度」、「家族の協力」の順となっています。男女別にみると、「育児休業制度」、「再雇用制度」は男性で高く、「家族の協力」、「育児、授業参観、子どもの病気のための休暇制度」は女性で高くなっています。

女性が働きながら子育てをするために必要だと思うこと



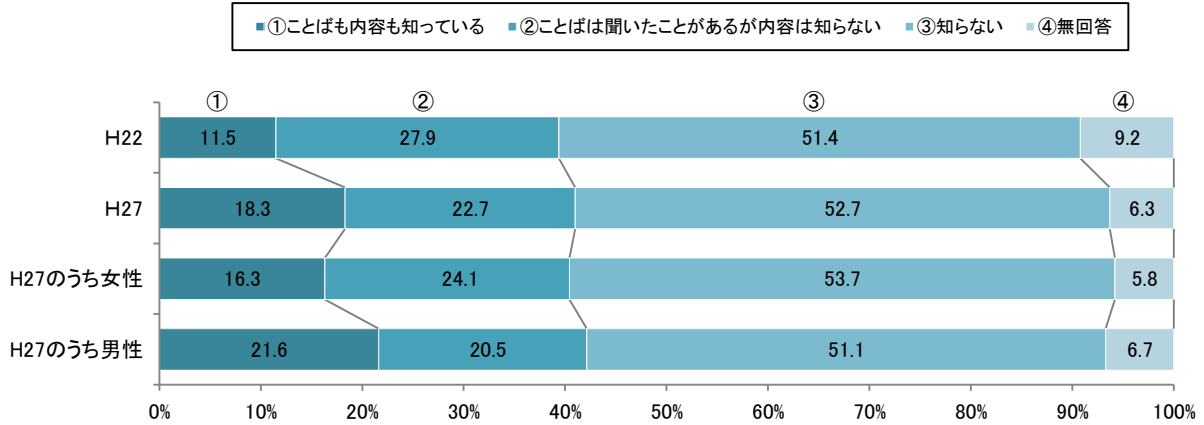
○ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)について

・ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の認知度

「知らない」が最も高くなっています。平成22年調査との比較では、「ことばも内容も知っている」が増加していますが、「知らない」も増加しています。

また、男女別にみると、男性の方が「ことばも内容も知っている」が高くなっています。

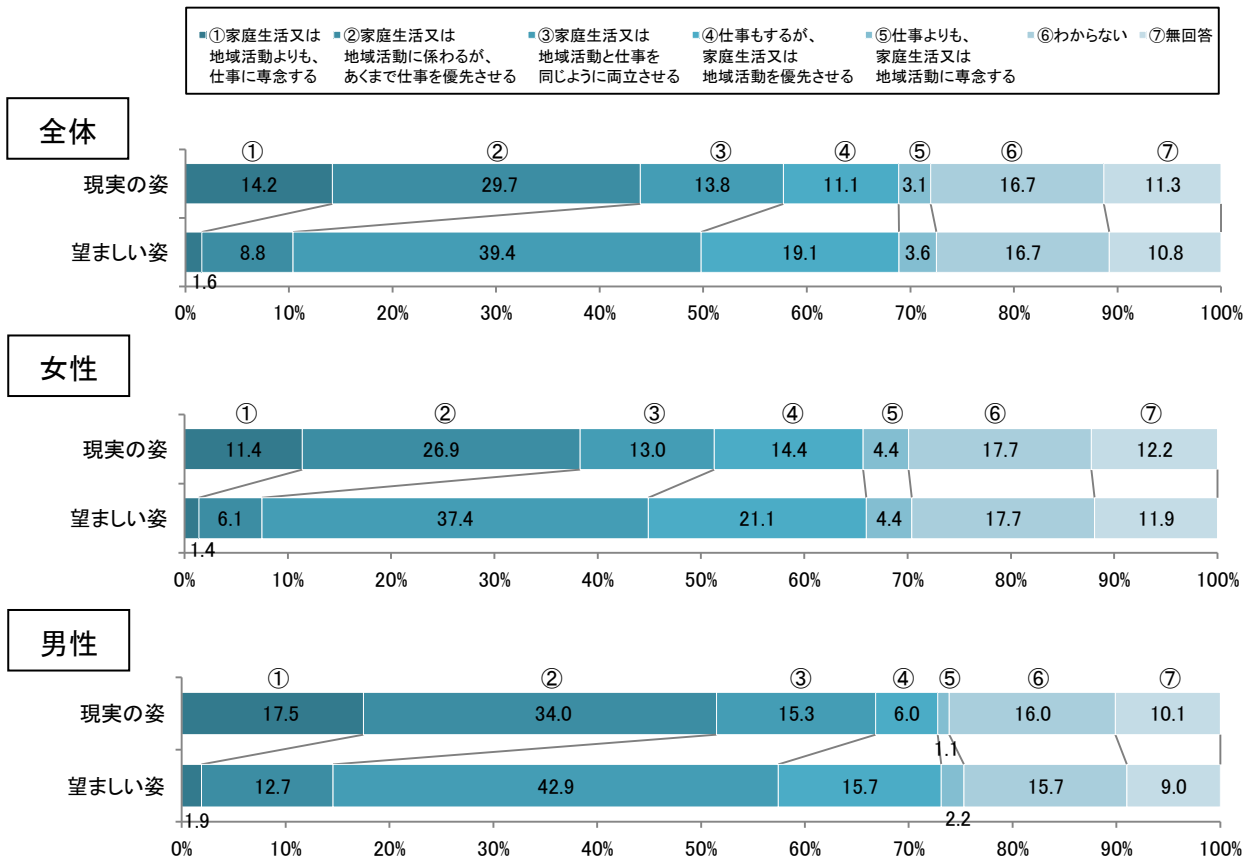
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の認知度



・仕事と家庭生活又は地域活動の係わり方

望ましい姿として、男女とも「同じように両立させる」が高く、4割近くとなっています。しかしながら、現実の姿では、「両立している」は1割強にとどまっており、男女ともに「仕事」に重点を置いているのが現状となっています。

仕事と家庭生活又は地域活動について、係わり方について

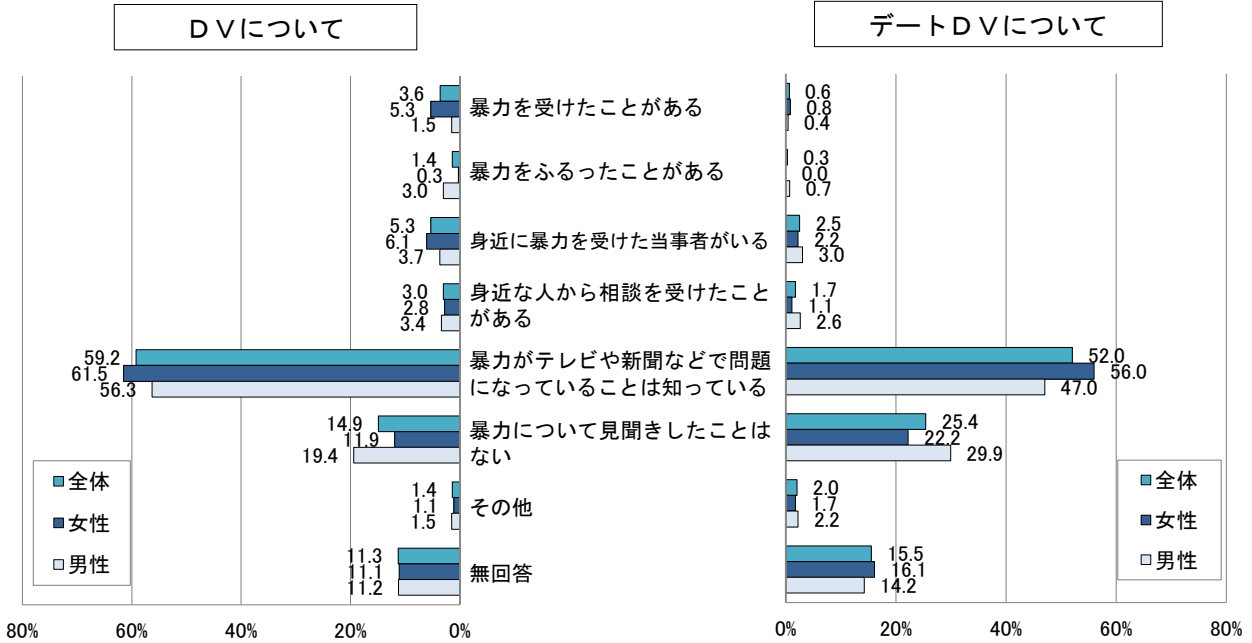


ODV(ドメスティック・バイオレンス)、デートDVについて

・DV及びデートDVの認知度

DV、デートDVともに「暴力を受けたことがある」、「暴力をふるったことがある」で少ないながら回答があります。

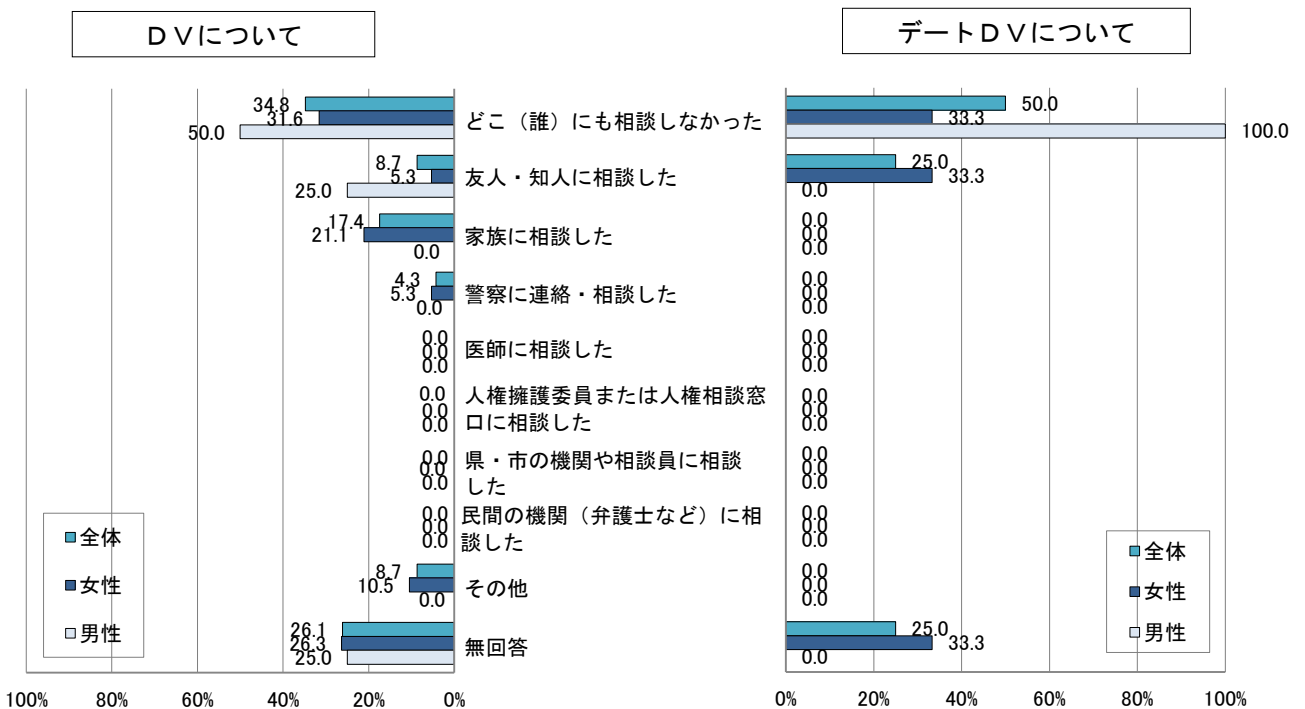
DV・デートDVの認知度



・「暴力を受けたことがある」人の相談先

DV、デートDVともに「どこ（誰）にも相談しなかった」が最も高くなっています。また、デートDVでは、相談先は「友人・知人」との回答のみとなっています。

「暴力を受けたことがある」と回答された方の相談先

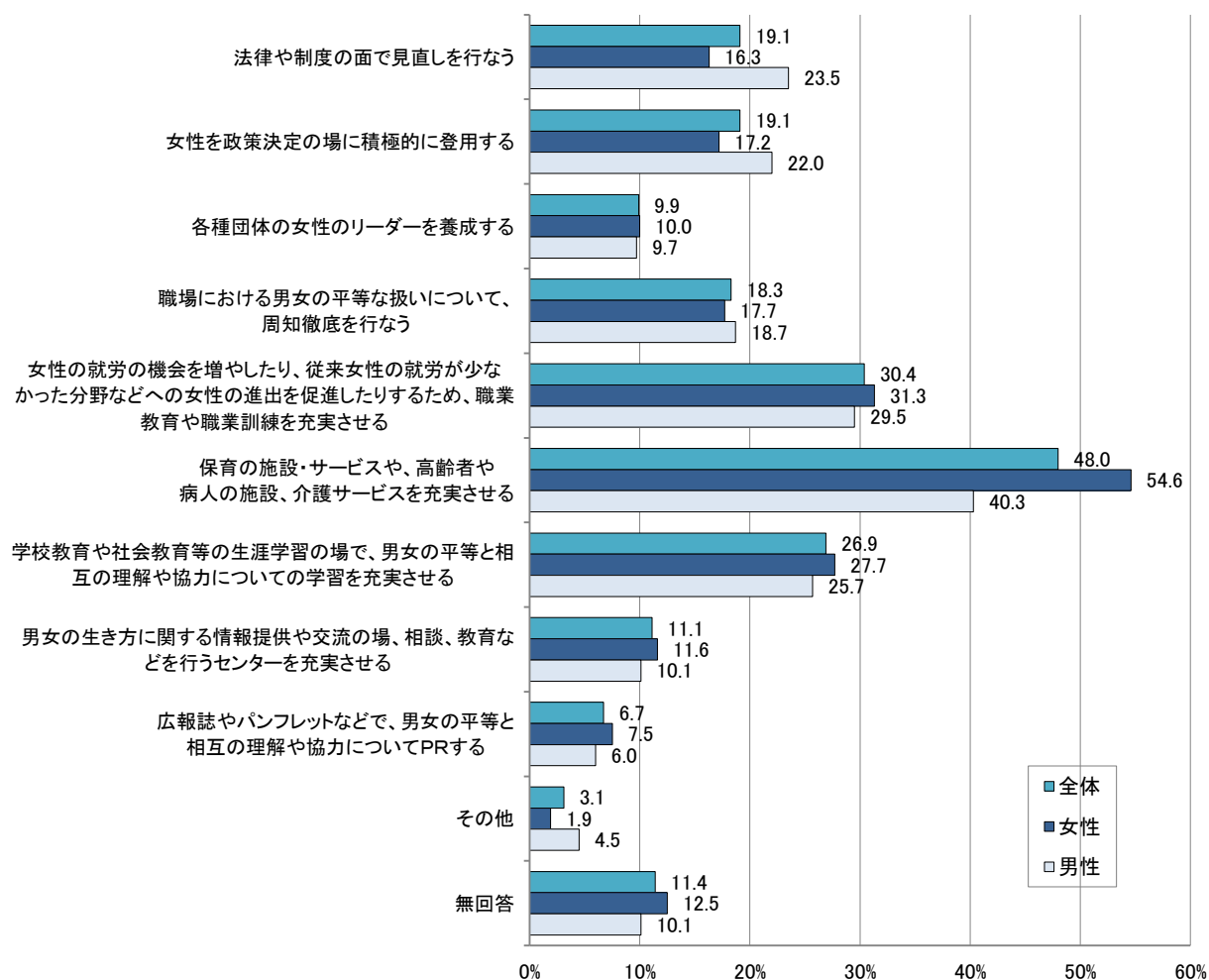


○男女共同参画社会の形成にあたっての行政への要望

「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設、介護サービスを充実させる」が最も高く、次いで「女性の就労の機会を増やしたり、従来女性の就労が少なかった分野などへの女性の進出を促進したりするため、職業教育や職業訓練を充実させる」となっています。平成18年、22年調査と比較すると、「女性の就労の機会を増やしたり、従来女性の就労が少なかった分野などへの女性の進出を促進したりするため、職業教育や職業訓練を充実させる」が増加しています。

また、男女別にみると、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設、介護サービスを充実させる」では、女性が男性を14.3ポイント上回っています。

男女共同参画社会の形成にあたっての行政に対する要望



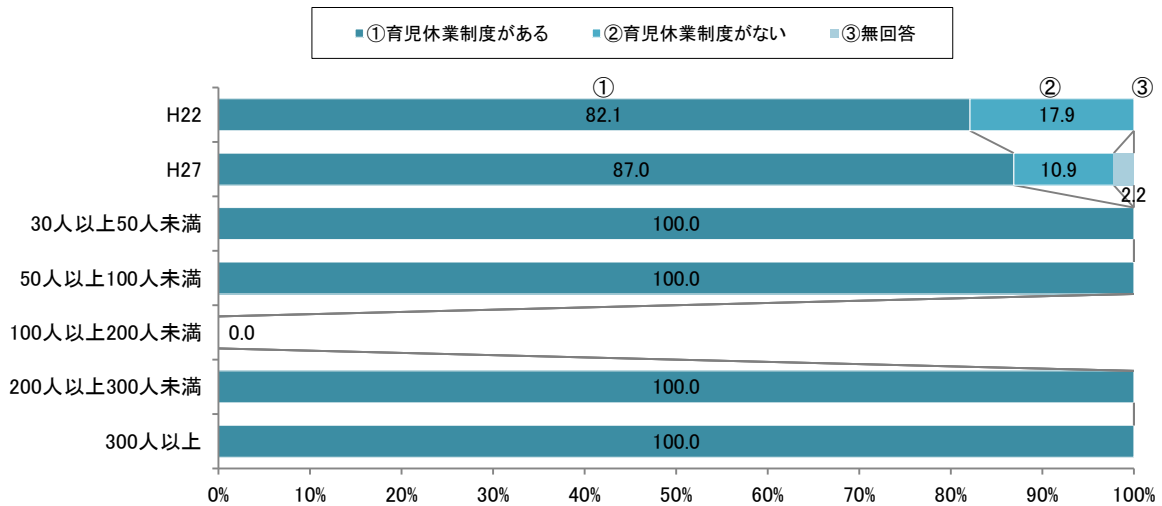
②事業所アンケート調査結果概要

○働きながら育児・介護を行うための取組

・「育児休業制度」について

「規定がある」事業所は 87.0%となっています。回答のあった事業規模 30 人以上の事業所では、全てに育児休業制度の規定があります。

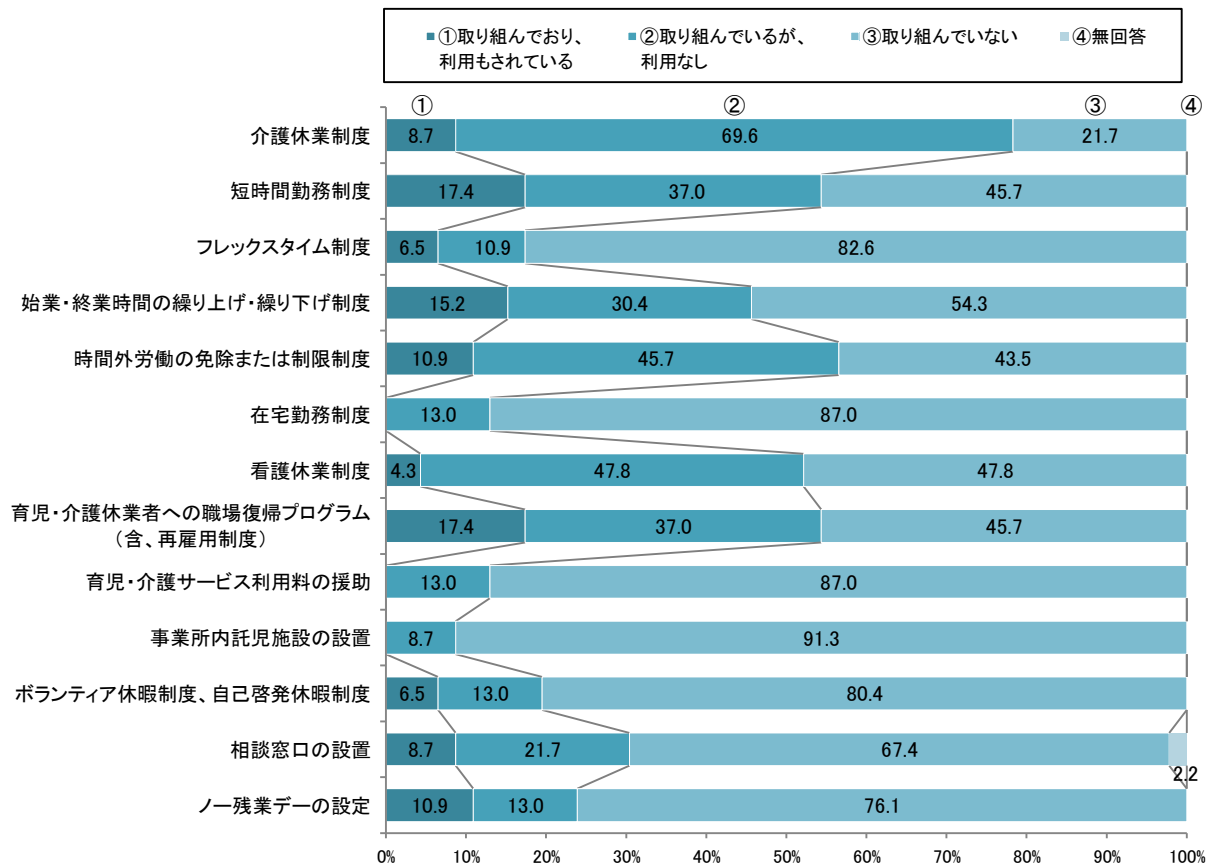
育児休業制度の有無について



・「育児休業制度」以外の取組について

すべての項目において、「取り組んでおり、利用もされている」より「取り組んでいるが、利用なし」が高くなっています。

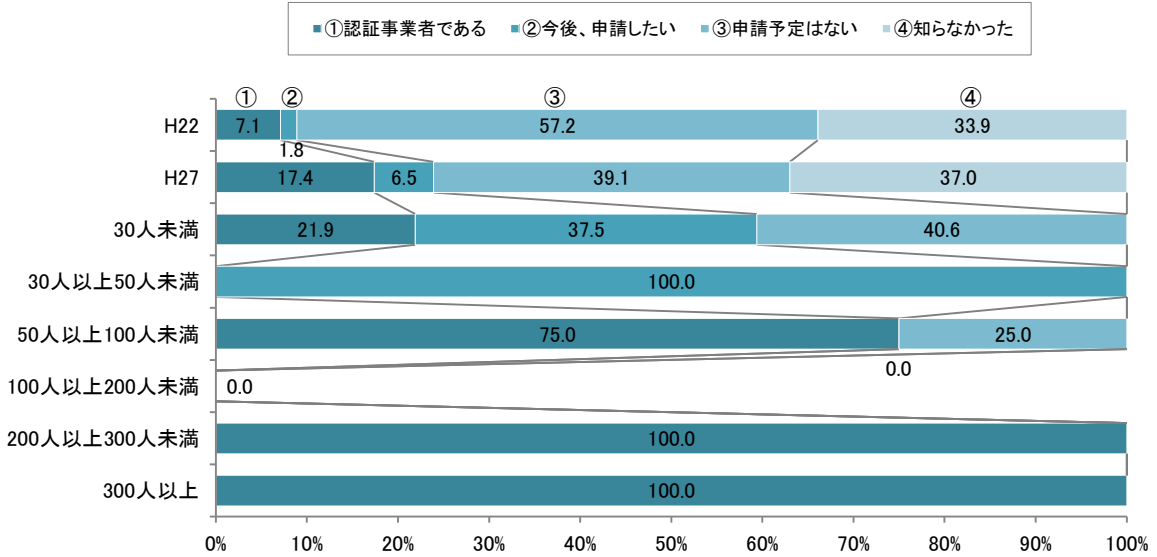
育児休業以外の取組状況について



○「やまぐち男女共同参画事業者認証制度」について

「申請予定はない」、「知らなかった」がそれぞれ3割を超えています。平成22年調査と比較すると、「認証事業者」が増加しており、また「今後申請したい」も増加しています。

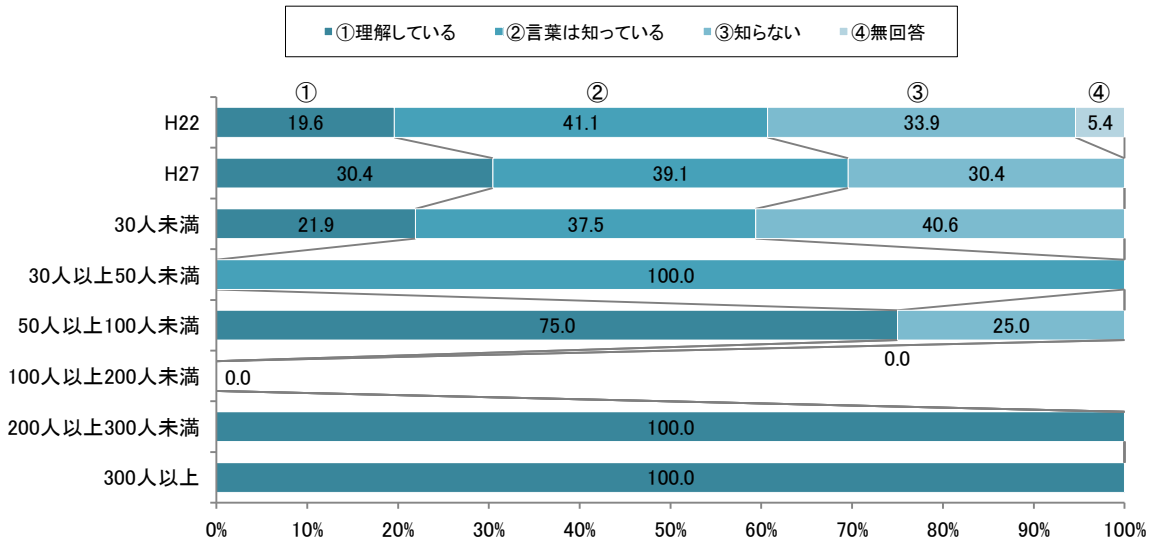
「やまぐち男女共同参画事業者認証制度」について



○ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)について

ワーク・ライフ・バランスの認知度として、「理解している」、「言葉は知っている」、「知らない」が同程度ずつとなっています。平成22年調査と比較すると、「理解している」が増加しています。

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)について



2 これまでの取組

(1) 男女共同参画社会実現に向けての取組状況

ながと男女共同参画計画（第2次）（平成24～28年度）の基本目標ごとの達成に向けた取組状況は、次のとおりです。

基本目標1 人権尊重と男女共同参画の意識の定着

〔取組状況〕

- ・市広報、刊行物等を利用した広報・啓発
- ・男女共同参画月間（10月）における懸垂幕・のぼり旗の設置による啓発活動
- ・相談体制の充実
- ・市民アンケートの実施

〔関連指標〕

項目		H22年度	H28年度目標	H27年度
男女の地位が平等と 思う割合	社会全体において	10.1%	増やす	10.8%
	社会通念、しきたりや慣習 において	6.5%	増やす	8.0%
	学校教育の現場において	47.2%	増やす	50.4%
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」とい う考え方に同感する割合		17.8%	減らす	11.7%

〔現状と課題〕

- ・男女の地位の平等感について、多くの分野において、『男性優先』（「男性のほうが優遇されている」＋「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」）と感じている人が大半を占め、また男女別にみると、女性の方が『男性優先』と感じている傾向が強くあり、男女平等の意識定着には至っておらず、さらに取組を進めていく必要があります。
- ・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に、「同感する方」が11.7%、「同感しない方」が37.4%となっており、前回調査に比べ「同感する方」との考え方は減少していますが、依然として性別による固定的な役割分担意識が残っています。

基本目標2 女性の社会参画への支援と方針・政策決定過程への女性参画

〔取組状況〕

- ・国や県と連携した女性の就業、資格取得等に関する情報の提供
- ・行政機関における審議会等委員への女性登用
- ・県との連携による「やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度」の推進

〔関連指標〕

項目		H22 年度	H28 年度目標	H27 年度
男女の地位が平等と 思う割合	社会活動の場において	22.5%	増やす	24.7%
	政治の場において	16.5%	増やす	12.2%
審議会等委員への女性の割合		21.9%	30.0%	31.9% [※]

※H28.4.1 現在

〔現状と課題〕

- ・市の審議会等委員の女性の割合は、平成28年4月1日時点で31.9%であり、平成22年より10ポイント上昇しています。引き続き、行政における女性の参画を進めるとともに、事業所や地域団体等に対しても、女性参画の啓発やその取組を支援していくことが必要です。
- ・女性が働く上での障害では、「結婚・出産退職、若年退職の慣行」と「家事等との両立ができない」でそれぞれ3割を超え、子育てしやすい職場環境づくりの推進やワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。

基本目標3 仕事と生活の調和を図る環境整備

〔取組状況〕

- ・就労へ向けた情報提供や支援、生活困窮者等の自立支援
- ・多様な就業形態に対応した保育サービスの実施や相談業務の実施など子育て支援の充実
- ・男性の料理教室や家庭学級（パパママ入門教室）の開催など男性の家庭生活への参加支援

〔関連指標〕

項目		H22 年度	H28 年度目標	H27 年度
ワーク・ライフ・バランスという言葉の認知度		11.5%	増やす	18.3%
現実の生き方で「家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立させる」を選んだ割合		10.2%	増やす	13.8%
男女の地位が平等と 思う割合	職場において	15.0%	増やす	15.6%
	家庭生活において	18.2%	増やす	23.6%
保育サービス	休日保育事業	0カ所	1カ所	1カ所
	ショートステイ事業	1カ所	維持	1カ所
	病児保育事業	1カ所	維持	1カ所
	一時預かり事業	6カ所	8カ所	8カ所

項目	H22 年度	H28 年度目標	H27 年度
放課後子ども教室開設数	2 教室	5 教室	5 教室
男性の料理教室の参加人数	87 名	増やす	46 名
家族学級の男性の参加人数	11 名	増やす	21 名
妊婦学級の参加人数	93 名	増やす	71 名
育児学級の参加人数	92 名	増やす	248 名
家族学級の参加人数	21 名	増やす	44 名

〔現状と課題〕

- ・ 仕事と家庭生活又は地域活動について、理想と現実とに大きな差があり、男女ともに仕事を優先している人の割合が多くなっており、家庭や職場、地域における男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。
- ・ 女性の働き方について、継続して仕事をする考え方が増えている半面、結婚や出産等を機に仕事を辞める女性が多く、女性が働き続けられる環境を整えることが重要です。また、家事や育児など家庭内での負担の多くを女性が担っており、家庭と仕事の二重の負担を背負っているのが現状です。

基本目標4 農林水産業における男女共同参画の促進

〔取組状況〕

- ・ 家族経営協定の普及・促進や女性のリーダー育成
- ・ 女性農林水産業者の起業支援
- ・ 農業委員会や農林水産業関係審議会への女性登用促進

〔関連指標〕

項目	H22 年度	H28 年度目標	H27 年度
研修会の開催	1 回	増やす	1 回
家族経営協定締結数 (文書締結数)	農家	35 件	22 件
	漁家	20 件	12 件
農山漁村女性起業グループ数	29 グループ	35 グループ	34 グループ
認定農業者に占める女性の割合	3.8%	10.0%	2.5%
指導林業士（女性）	1 人	1 人	1 人
農家生活改善士	9 人	12 人	12 人
漁村生活改善士	4 人	4 人	4 人
農業委員に占める女性の割合	2.6%	8.0%	5.6%
農林水産業関係審議会に占める女性委員の割合	12.0%	30.0%	12.0%

〔現状と課題〕

- ・家族経営協定締結数については、農家において増加しているものの、漁家では減少しています。また、農山漁村女性起業グループ数や農業委員に占める女性の割合などにおいては、増加傾向にはありますが、目標達成には至っておらず、農林水産業における女性の参画促進へ取り組んでいく必要があります。

基本目標5 地域活動への男女共同参画の促進

〔取組状況〕

- ・市民協働事業と合同による男女共同参画セミナーの開催
- ・市民活動団体等との情報交換及び連携活動

〔関連指標〕

項目		H22 年度	H28 年度目標	H27 年度
社会活動の場において男女の地位が平等と思う割合		22.5%	増やす	24.7%
NPO法人の認証数		15 団体	20 団体	22 団体
社会福祉協議会登録ボランティア数	個人	18 件	増やす	23 件
	団体	61 件		42 件
講座開催数		0 回	1 回	1 回

〔現状と課題〕

- ・「社会活動の場」においては、『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と感じている人の割合は 43.5%と高く、「平等」と答えた人の割合は 24.7%と前回調査に比べわずかな上昇にとどまっており、引き続き、地域活動における男女共同参画の推進に取り組むことが必要です。

基本目標6 男女間のあらゆる暴力の根絶

〔取組状況〕

- ・DV（ドメスティック・バイオレンス）やデートDV防止のための広報啓発活動
- ・男女間における暴力に関する相談業務
- ・長門市DV対策推進ネットワーク会議の開催

〔関連指標〕

項目		H22 年度	H28 年度目標	H27 年度
暴力がテレビや新聞などで問題になっていることは知っていると同答した割合		68.9%	増やす	59.2%
暴力を受けたことがある、暴力をふるったことがあると同答した割合	受けた	5.8%	0%	3.6%
	ふるった	2.9%	0%	1.4%

項目	H22 年度	H28 年度目標	H27 年度
DV被害経験者で「どこ（誰）にも相談しなかった」と回答した割合	59.6%	減らす	34.8%
セクシュアル・ハラスメント防止に関して取組をおこなっていない事業所の割合	44.6%	減らす	34.8%

〔現状と課題〕

- ・DVを受けた際の相談の有無について、「どこ（誰）にも相談しなかった」の割合が最も高くなっています。公的機関への相談がほとんどない状況であり、公的機関の相談窓口の周知が必要です。また、デートDVについては、さらに相談する割合が低くなっており、潜在的な被害者への支援等に取り組むことが重要です。

（2）目標指標の達成状況

ながと男女共同参画計画（第2次）の目標指標（43項目）の達成状況は、次のとおりです。

達成	14項目	審議会等委員への女性の割合など
充実傾向	18項目	ワーク・ライフ・バランスという言葉の認知度など
後退傾向	9項目	政治の場における男女の平等感など
変動なし	2項目	

第4章 計画の基本的な考え方

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

この計画は、「長門市男女共同参画推進条例」第3条に掲げる次の6つの事項を基本理念とし、男女共同参画社会の実現を目指します。

- (1) 性別による差別的取扱いを直接又は間接に受けることなく、個人としてその尊厳が重んじられ、その能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における自由な活動の選択を妨げることがないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の施策又は民間の団体などにおける方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護などの家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思に基づく職業生活その他の社会活動と両立できるようにすること。
- (5) 男女が、互いの性についての理解を深め、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に対し、双方の意思が基本的に尊重されること、及び生涯を通じて健康な生活を営むことについて配慮するようにすること。
- (6) 男女共同参画は、国際社会の動向を勘案して推進されること。

また、この計画では、市民が男女共同参画をより身近に感じることができるよう、「男女ともに 家づくり、職場づくり、まちづくり」をキャッチフレーズに掲げ、家庭や職場、地域など、あらゆる場面で男女がともに支え合い、誰もが輝く長門市となるようこの計画を推進します。

ながと男女共同参画計画（第3次）のキャッチフレーズ
男女ともに 家づくり、職場づくり、まちづくり

2 基本目標

基本理念に基づき、男女共同参画社会実現のため、次の4つの基本目標を定めます。

I 男女共同参画社会に向けた意識の形成

男女が社会の対等なパートナーとして、自らの意思によってあらゆる分野において共に参画し、責任を分かち合うことができる社会を実現することは、女性だけでなく男性にとっても暮らしやすい社会につながります。

男女共同参画社会の実現に向けて、性別に基づく固定的な役割分担意識の解消をはじめ、市民一人ひとりが男女共同参画の必要性について正しく理解し、認識を深めることができるよう広報・啓発、教育・学習に積極的に取り組みます。

II あらゆる分野で男女がともに輝く社会の実現

誰もが輝く活力ある地域をつくるためには、男女が性別に関わりなく、その個性や能力を十分に発揮し、あらゆる分野で活躍できることが重要です。

そのために、男女が共に市政や職場、地域など、様々な分野における意思決定過程へ参画できる基盤づくりを進めます。

また、雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保や女性の活躍を支えるための取組など、職場における男女共同参画の意識改革を事業所等へ働きかけます。

さらに、これまで女性の参画が進んでいない地域・防災分野等においても、男女が共に活躍できる環境づくりを推進します。

III ワーク・ライフ・バランスの推進

豊かな暮らしを実現するためには、仕事と家庭、地域活動等を両立させることが重要です。男女が共にやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいて、ライフステージに応じて自らが希望する生き方が選択できるよう、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の実現に向けた啓発を推進します。

また、従来からの働き方についての見直しや家庭における男女の係わり方についての意識改革等を進めるとともに、子育て・介護支援等の充実など、仕事と生活を両立するための環境づくりに努めます。

IV 男女がともに安心して暮らせるまちづくり

男女共同参画社会を形成する上では、誰もがお互いの個性や意思を尊重しながら認め合い、自立の意識を持つことが重要です。

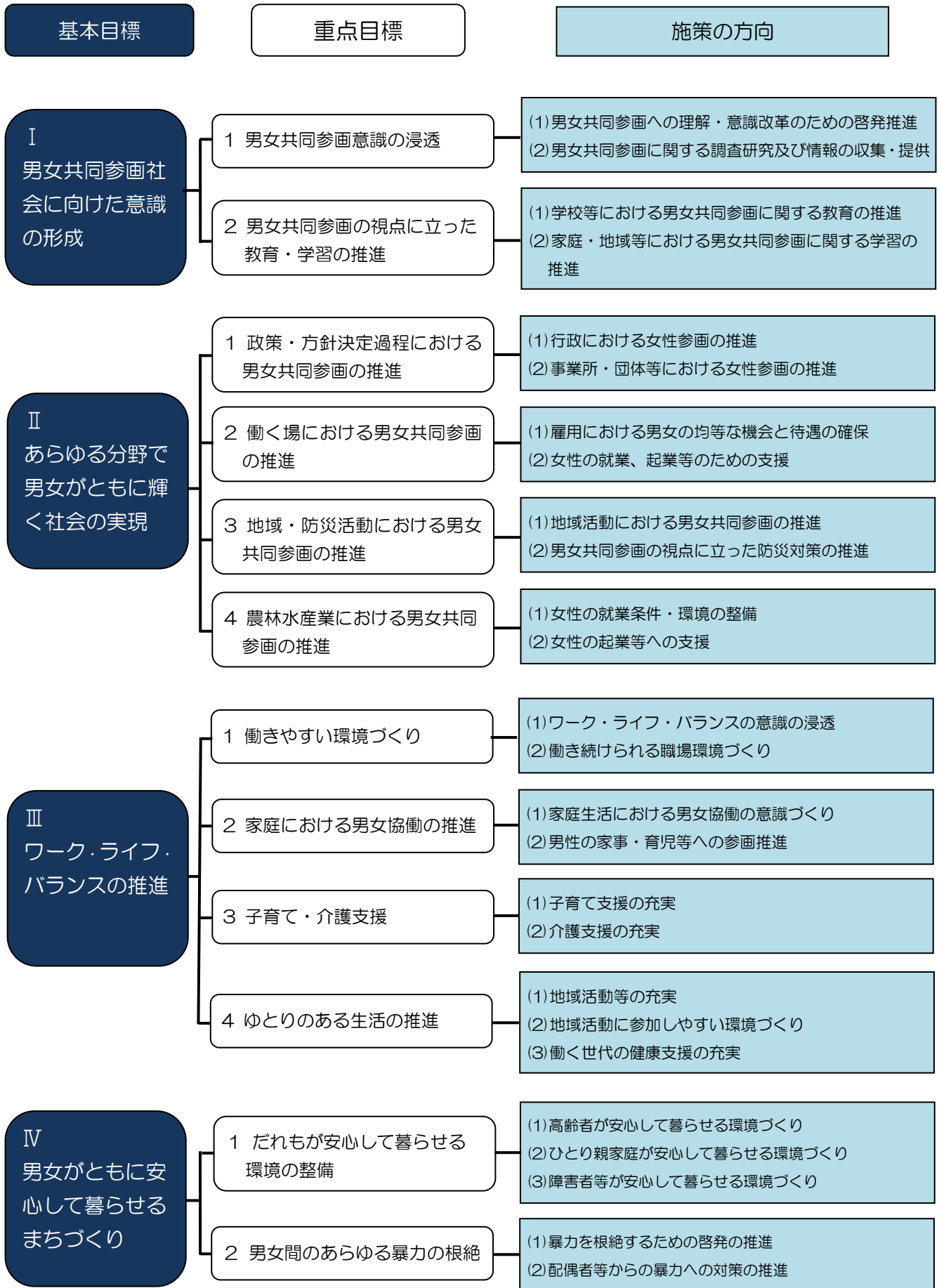
単身世帯やひとり親世帯の増加等の家族形態の変化や非正規労働者の増加等の雇用環境の変化などにより、ひとり親家庭、高齢者、障害者等は孤立や貧困など生活上の困難を抱えやすくなっています。

年齢や障害、性別に関わらず、すべての人が安心して自立した生活ができ、いきいきと暮らせる

まちづくりに向けて支援の充実を図ります。

また、DV（ドメスティック・バイオレンス）や若年層でのデートDV、ストーカー行為などの暴力は著しく人権を侵害する行為であり、その根絶に向けて市民一人ひとりが、様々な行為が暴力となりうることについて理解を深め、あらゆる暴力を容認しない社会の実現を目指します。

3 計画の体系



第5章 計画の内容

第5章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識の形成

重点目標1 男女共同参画意識の浸透

(1) 男女共同参画への理解・意識改革のための啓発推進

男女共同参画社会を実現するため、人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた性別に基づく固定的な役割分担意識の解消を図るとともに、男女共同参画に関する認識やその意義についての正しい理解を深めることができるよう、わかりやすく効果的な広報、啓発活動に努めます。

〔具体的施策〕

	具体的施策	所管課
男女共同参画に関する広報・啓発活動	広報紙やホームページ等を活用し、男女共同参画の理解と認識を深めます。 また、男女共同参画推進月間（10月）等を中心に啓発活動に取り組みます。	企画政策課
男女共同参画に関する講演会や講座等の開催	男女共同参画についての理解を深めるための講演会や講座などを開催し、意識啓発に努めます。	企画政策課
男女共同参画の視点に配慮した表現の推進	男女共同参画の視点に配慮した広報、刊行物を作成するよう努めます。	企画政策課 関係課
市職員研修等の実施	男女共同参画及び人権尊重意識を持って市施策の計画執行ができるように、市職員に対して研修を実施します。	総務課



▲男女共同参画推進月間



▲男女共同参画フォーラム

(2) 男女共同参画に関する調査研究及び情報の収集・提供

男女共同参画に関する市民の意識や事業所の状況等を把握するための調査を実施し、市の施策へ反映します。また、国や県、関係機関等における男女共同参画に関する取組等の情報を収集し、広く市民に提供します。

〔具体的施策〕

具体的施策		所管課
男女共同参画に関する市民意識等調査の実施	計画の策定時などに市民及び事業所等を対象に意識・実態調査を実施し、その動向を把握するとともに、施策等の効果について検証を行います。	企画政策課
男女共同参画に関する情報の収集	男女共同参画に関する国や県、関係機関等の取組について情報を収集します。	企画政策課
市施設における男女共同参画に関する情報提供の充実	本庁、支所及び図書館、公民館等の各施設の情報コーナーにおいて男女共同参画に関する情報提供の充実を図ります。	企画政策課 各支所 生涯学習スポーツ振興課
国際的な取組の理解促進	男女共同参画に関わりのある国際的規範や国際的動向などの情報を収集し、広く周知普及に努めます。	企画政策課

〔関連指標〕

項目	平成 27 年度現状	平成 33 年度目標
【市民アンケート】 社会全体において男女の地位が平等と思う割合	10.8%	増やす
【市民アンケート】 社会通念、しきたりや慣習において男女の地位が平等と思う割合	8.0%	増やす
【市民アンケート】 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に同感する割合	11.7%	減らす
職員研修参加職員数	2回 100人	2回 100人

重点目標2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

(1) 学校等における男女共同参画に関する教育の推進

学校や保育園等において、一人ひとりが自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女共同参画の意識を形成することができる教育の充実を図ります。また、子どもたちが性別に関わらず、それぞれの生き方や能力、適性に応じて、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるよう、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

〔具体的施策〕

具体的施策		所管課
男女共同参画の視点に立った教育の推進	学校や保育園等において、子どもの発達段階に応じて、人権の尊重や男女共同参画の意識を育てる教育を推進します。	子育て支援課 学校教育課
保育・教育関係者等の男女共同参画意識の高揚	保育・教育関係者等が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画の意識を高めていくよう促します。	子育て支援課 学校教育課
多様な選択を可能にする指導の充実	子どもたちが固定的な性別役割分担にとらわれず、多様な生き方の選択ができるよう、男女共同参画の視点に立った指導の充実に努めます。 また、総合的な学習の時間での職場体験などに際しては、性別に関わらずそれぞれの個性を尊重して実施し、主体的な選択能力の育成を図ります。	学校教育課

(2) 家庭・地域等における男女共同参画に関する学習の推進

幼少期からの人権と個性を尊重する心を育むために、男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実を図るとともに、生涯にわたり人権教育や男女共同参画を学ぶことができるよう学習の場や機会を提供します。

また、あらゆる分野で女性の活躍が求められている社会に対応するため、女性自身の能力を向上させるような学習機会の提供に努めます。

〔具体的施策〕

具体的施策		所管課
家庭教育の充実	性別に偏ることなく、個性を尊重し能力を十分に伸ばせるような家庭教育の充実を図るため、保育園、幼稚園及び小・中学校保護者等が実施する家庭教育学級の活動を支援します。	生涯学習スポーツ振興課
人権教育・男女共同参画に関する学習機会の充実	人権教育・男女共同参画に関する理解を深めるための学習機会の提供を図ります。 また、図書館などにおいて、男女共同参画に関する図書や資料の充実を図ります。	企画政策課 生涯学習スポーツ振興課
女性のスキルアップ支援	女性のスキルアップやキャリアアップ等、社会のあらゆる分野で活躍できる力をつけるための学習機会の提供に努めます。	企画政策課 商工水産課 生涯学習スポーツ振興課

〔関連指標〕

項目	平成 27 年度現状	平成 33 年度目標
【市民アンケート】 学校教育の現場において男女の地位が平等と思う割合	50.4%	増やす
男女共同参画の問題に関する授業を年間指導計画に位置づけて実施している学校の割合	100%	100%
男女共同参画の問題に関する研修を 2 年に 1 回以上実施している学校の割合	30%	80%
職場見学や職業体験学習先の選択において、性別に関係なく個々の希望を優先している学校の割合	100%	100%
家庭教育学級参加率	38.5%	40%
女性のスキルアップ等研修会開催数	1 回	2 回
公民館等における女性を中心とした事業数	6 事業	8 事業



▲人権教育セミナー



▲家庭教育学級

基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女がともに輝く社会の実現

重点目標1 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

(1) 行政における女性参画の推進

男女が対等な構成員として市の施策や方針決定の場へ参画することは、市民一人ひとりが持つ多様な考えを反映させていくことが期待されることから、各審議会等における女性委員や市管理職への女性職員の登用を進めます。

また、本市において「女性活躍推進法」に基づき策定した特定事業主行動計画に沿って、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を推進します。

〔具体的施策〕

具体的施策		所管課
各種委員会等における女性登用の推進	法令・条例・要綱等により設置された各種委員会等において、女性委員の割合拡大を目指します。	関係課
市女性職員の登用の推進	「女性活躍推進法」に基づき策定した特定事業主行動計画に沿って、男女を問わず採用、登用し、性別にとられない人事配置を行うとともに、女性職員の管理職への登用や職域拡大に努めます。	総務課

(2) 事業所・団体等における女性参画の推進

男女が共に参画しそれぞれの能力を發揮し合い、職場や地域のより一層の活性化を図るため、事業所や団体等に対して、方針決定過程への女性参画を促すよう啓発を進めるとともに、女性の活躍推進に関する情報提供や取組事例等を提供します。

〔具体的施策〕

具体的施策		所管課
事業所における女性登用の啓発	事業所における女性の登用や女性の活躍に向けた意識改革を推進します。	企画政策課 商工水産課
地域活動等における役員等の女性参画の拡大	自治会活動やまちづくりにおける意思決定過程の場への女性参画を促すための啓発活動を行います。	企画政策課
女性リーダーの育成	県や関係機関が実施する能力向上のための講座等の情報を提供し、女性リーダーの育成を支援します。	企画政策課 商工水産課

〔指標〕

項目	平成 27 年度現状	平成 33 年度目標
【市民アンケート】 社会活動の場において男女の地位が平等と思う割合	24.7%	増やす
【市民アンケート】 政治の場において男女の地位が平等と思う割合	12.2%	増やす
市の審議会等における女性委員の登用率	31.9% ※	維持
市職員における女性管理職（課長補佐級以上）の割合	14.0% ※	22.5%

※H28.4.1 現在値



▲長門市男女共同参画審議会

重点目標2 働く場における男女共同参画の推進

(1) 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保

雇用の場においては、男女雇用機会均等法等の法整備などを通して女性を取り巻く環境は改善されてきましたが、依然として男女格差は顕在しています。

性別による差別的な取り扱いや不利益な取扱いがない職場環境づくりに向け、国や県、関係機関等と連携して、雇用の場を提供する事業所等に対して男女共同参画や労働環境の向上のための啓発を行うとともに、労働者に対して相談窓口等の周知に努めます。

〔具体的施策〕

具体的施策		所管課
男女均等な雇用機会確保の啓発	国や県、関係機関等と連携し、男女の均等な機会や待遇の確保が図られるよう男女雇用機会均等法等の関係法や制度などの周知に努めます。	企画政策課 商工水産課
事業所における意識改革の推進	事業所における男女共同参画の理解を深め、その取組を支援する「やまぐち男女共同参画推進事業者認定制度」等の制度周知を図り、市内の認証団体を増やすよう努めます。	企画政策課 商工水産課
労働相談に関する情報	労働条件や解雇、セクシュアル・ハラスメント等、さまざまな労働問題に関する相談窓口について広く周知し、活用の推進を図ります。	商工水産課 市民課

(2) 女性の就業、起業等のための支援

就職や再就職など、働くことを希望する女性に対して、求人に関することや就業能力向上のための情報提供及び相談等の支援に努めます。

また、創業等に意欲のある者に対する支援体制の充実を図ります。

〔具体的施策〕

具体的施策		所管課
就業に関する情報提供	ハローワーク等と連携し、就業を希望する方へ情報提供を行います。 また、広報紙やホームページ等を利用し、就業相談窓口の情報を提供するとともに、女性の就職や再就職等のための相談事業の支援を実施します。	企画政策課 商工水産課
就業能力向上のための支援	仕事に必要な知識や技術を習得するための学習機会を提供します。 また、ハローワーク等と連携して就職支援セミナーや就業訓練案内等の情報提供を行います。	企画政策課 商工水産課
女性起業家への支援	創業意欲のある女性に対し、支援機関や関係団体等と連携しながら、多様な創業支援を行います。 また、商工会議所等が実施する創業希望者を対象としたセミナー等の情報提供を行います。	企画政策課 商工水産課

具体的施策		所管課
女性の活躍推進に関する情報提供	女性の活躍推進に関する情報を収集し、広く周知に取り組みます。	企画政策課

〔指標〕

項目	平成 27 年度現状	平成 33 年度目標
【市民アンケート】 職場において男女の地位が平等と思う割合	15.6%	増やす
やまぐち男女共同参画推進事業者数	15 事業所	22 事業所
就業能力向上に係る研修会開催数	4 回	6 回
女性の創業支援セミナー参加数	5 人	5 人



▲女性海上保安官（仙崎海上保安部）

▼青海島観光船の女性船長



▲創業セミナー

重点目標3 地域・防災活動における男女共同参画の推進

(1) 地域活動における男女共同参画の推進

活力ある地域づくりのためには、地域に暮らす男女が互いに責任を分かち合い、認め合い、協力し合うことが不可欠です。しかしながら、地域活動の場においては、会長等の役職の多くを男性が担い、女性がその活動を支えるといった固定的な性別役割分担意識が残っている現状があります。

男女が共に地域社会の一員として主体的に地域活動に参画し、それぞれの能力を十分に発揮することができるよう、性別による固定的な役割分担意識を見直すための啓発活動に取り組みます。

〔具体的施策〕

具体的施策		所管課
地域活動における男女共同参画に関する意識啓発	自治会や地域福祉・保健・環境活動などの地域活動における固定的な性別役割分担意識の解消のための啓発を行います。	企画政策課
まちづくり協議会等への女性参画の推進	まちづくり協議会等の市民協働団体における女性参画を推進します。	企画政策課
市民団体等と連携した男女共同参画の推進	市民団体等と連携・協力し、男女共同参画の推進に向け啓発活動を行います。	企画政策課

(2) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

東日本大震災や熊本地震等において、避難所等における男女のニーズの違いに配慮した取組の必要性や重要性が課題となったことから、女性の視点を取り入れた防災対策を推進します。

また、これまで男性が多くを占めた防災の現場においても、女性の積極的な参画を促し、男女共同参画の視点から地域の防災活動を推進します。

〔具体的施策〕

具体的施策		所管課
男女共同参画の視点を取り入れた防災対策	男女共同参画の視点に立った地域防災計画の見直しを行うとともに、災害時の避難所運営管理等に対して女性の参画を推進します。	防災危機管理課
防災会議における女性参画の推進	防災会議における女性委員の積極的な登用を進め、女性の意見を導入できる環境整備を図ります。	防災危機管理課
女性消防団等の加入促進	消防団の女性団員の加入促進や婦人防火クラブ員の充実のため、募集等の広報活動を実施します。	消防本部
防災活動への女性参画の推進	自治会や自主防災組織等において実施される防災活動や訓練において、女性の参画を積極的に推進します。	防災危機管理課 関係課

〔指標〕

項目	平成 27 年度現状	平成 33 年度目標
【市民アンケート】 社会活動の場において男女の地位が平等と思う割合【再掲】	24.7%	増やす



▲女性による防災活動

重点目標 4 農林水産業における男女共同参画の推進

(1) 女性の就業条件・環境の整備

本市の基幹産業でもある農林水産業等において、女性は仕事・生活の両面で重要な役割を果たしています。家族経営が中心で、男性が事業主、女性が家族従業員という関係が多い状況において、女性が抱える負担の大きさと果たしている役割が適正に評価されるよう、就業環境の向上を目指した啓発に努めるとともに、方針決定の場への女性の参画を促進します。

〔具体的施策〕

具体的施策		所管課
農山漁村における男女共同参画の意識啓発	農林水産業等に従事する男女の就業条件や生活環境の改善を図るための啓発活動を行います。	農林課 商工水産課
方針決定の場への女性参画の拡大	女性の職域拡大や管理職等への登用など、方針決定過程への参画が図られるよう啓発を行います。	農林課 商工水産課
家族経営協定などによる就労環境改善の推進	家族間の役割分担や就業条件を明確にした家族経営協定締結の啓発と普及に努め、男女共同参画への気運を高めます。	農林課 商工水産課

(2) 女性の起業等への支援

農林漁業の生産と加工・販売の一体化（6次産業化）を進めていくうえで、女性の役割の重要性がますます高まっていることから、農林水産業における女性の経営や起業等に対する支援を行います。また、能力開発の支援などを関係団体と連携して取り組み、地域に提言できる女性リーダーの育成を推進します。

〔具体的施策〕

具体的施策		所管課
女性の起業等への支援	経営や起業活動に意欲のある女性に対し支援を行います。	農林課 商工水産課
女性リーダーの育成	農山漁村における女性の経営管理能力の向上や技術習得等に向けた研修・情報提供に努め、女性リーダーの育成を推進します。	農林課 商工水産課

〔指標〕

項目	平成 27 年度現状	平成 33 年度目標
家族経営協定締結数(文書締結数)	農家) 21 件 漁家) 14 件	農家) 35 件 漁家) 20 件
農山漁村女性起業グループ数	農業) 26 グループ 漁業) 1 グループ	農業) 31 グループ 漁業) 2 グループ
女性の創業支援セミナー参加数【再掲】	5 人	5 人

基本目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスの推進

重点目標1 働きやすい環境づくり

(1) ワーク・ライフ・バランスの意識の浸透

心身ともに健康で幸せな人生を送るためには、仕事と家事、出産育児などの家庭生活や趣味、地域活動等を、自分の望む形で両立できることが重要です。特に、女性の就業率が高く、共働き世帯の多い本市においては、「ワーク・ライフ・バランス」の実現は必要不可欠です。

男女が共に充実した生活を送ることができるよう、市民一人ひとりが「ワーク・ライフ・バランス」について考えるための啓発活動を推進します。

また、これまでの仕事優先の意識やライフスタイルを見直し、多様な働き方を認める意識づくりに努めます。

〔具体的施策〕

具体的施策		所管課
ワーク・ライフ・バランスに関する理解の推進	男女が共に充実した人生を送るために、「ワーク・ライフ・バランス」への理解や重要性を広める啓発活動に努めます。	企画政策課
働き方に対する意識改革の促進	国や県、関連機関等が開催するセミナー情報や啓発資料の配布等により、働き方についての意識改革を促します。	企画政策課

(2) 働き続けられる職場環境づくり

働く女性が増えている一方で、結婚や出産、育児等を機に仕事を離れる女性が依然として多い現状があります。

仕事を辞めることなく働き続けるためには、職場内での意識づくりが重要であり、特に、事業主等の管理職の意識は職場環境へ大きく影響することから、事業主等に対して効果的に啓発活動を行うなど、男女が共に育児介護休暇制度や短時間勤務制度などの両立支援制度を利用し継続して働くことができる職場環境づくりを支援します。

〔具体的施策〕

具体的施策		所管課
雇用の場の創出	経済的に自立できるよう、働くことを希望する人が働くことができるよう雇用の場を創出します。	企画政策課 商工水産課
事業主等に対する啓発活動	事業主等に対して、「ワーク・ライフ・バランス」の必要性や育児・介護休暇制度の取得等の啓発を行い、仕事と生活の両立ができる職場環境づくりに向け働きかけます。	企画政策課 商工水産課
事業所への支援制度の周知	「ワーク・ライフ・バランス」を目指す事業所を支援する様々な制度の情報を提供します。	企画政策課 商工水産課

重点目標2 家庭における男女協働の推進

(1) 家庭生活における男女協働の意識づくり

家庭生活においては、従来からの固定的な性別役割分担意識や「平等」という言葉にとらわれてしまうことで、男性にとっても女性にとっても生きづらさを感じることがあります。

家庭における男女の最適な関係や役割分担は、個々の夫婦や家族間によって異なり、またそのときどきの状況によっても変化します。そのため、それぞれの家庭において、男女が共に責任を担い、お互いの得意分野を活かし、協力し合う「協働」の意識を広めるための啓発活動を推進します。

〔具体的施策〕

具体的施策		所管課
家庭生活での男女協働の意識改革	家庭における「固定的な性別役割分担」の意識から、「協働」の意識を育てるための広報、啓発活動に取り組みます。	企画政策課

(2) 男性の家事・育児等への参画推進

社会のあらゆる分野において女性の活躍が求められる中で、男性の家庭生活への参画は不可欠です。男性の固定的な性別役割分担意識の改革を図り、男性が家事や育児、介護等を自らのことと捉え、主体的に参画するための意識啓発に努めます。

〔具体的施策〕

具体的施策		所管課
男性の参画を促すための啓発	男性の家庭生活への参画を促進するため、男性の固定的な性別役割分担意識の改革に向けた啓発活動に取り組みます。	企画政策課
家事・育児等に関する学習機会の充実	男性が積極的に家事や育児等に関わることができるよう、学習機会の提供に努めます。	子育て支援課 健康増進課 生涯学習スポーツ振興課

〔指標〕

項目	平成27年度現状	平成33年度目標
【市民アンケート】 家庭生活において男女の地位が平等と思う割合	23.6%	増やす
パパママ入門教室の初妊婦家族参加率	32.8%	40%
男性（親子）を中心とした公民館事業数	10事業	12事業

重点目標3 子育て・介護支援

(1) 子育て支援の充実

共働き世帯の多い本市において、男女が共に仕事と家事や育児を両立することができるよう、子育て家庭のニーズに応じた多様な保育サービスを提供するとともに、地域全体で子育てを支える環境づくりを進めます。

〔具体的施策〕

	具体的施策	所管課
多様な働き方を支援するための保育サービスの充実	乳幼児保育をはじめ、延長保育や休日保育、一時保育及び病児・病後児保育事業の充実を図るなど、多様化する保育ニーズへの対応に努めます。	子育て支援課
放課後等の子どもの居場所づくり	放課後児童クラブや放課後子ども教室を開設し、放課後など昼間家庭に保護者がいない小学校就学児等に対して授業の終了後等に安心かつ安全な居場所を提供します。 また、希望するすべての子どもが利用できる体制を整備していきます。	子育て支援課 生涯学習スポーツ振興課
地域における子育て支援体制	地域全体で子育て支援を促進するため、ファミリーサポートセンター事業の円滑な運営を図ります。	子育て支援課
子育てに関する相談業務の充実	保育園や学校、地域子育て支援センター、産前・産後サポートステーション等関係機関と連携しながら、子育てに関する情報提供や相談・助言体制の充実に努めるとともに、広報紙やホームページ等を活用して相談窓口の周知を図ります。 また、児童虐待防止のため、関係機関等との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課 健康増進課 学校教育課
経済的な支援の継続	子育て世帯に対する医療費負担軽減や多子世帯への保育料軽減などをはじめとした経済的支援を継続して実施します。	子育て支援課 福祉課



▲「父の日おはなし会」



▲放課後子ども教室

(2) 介護支援の充実

介護に関しては、他の家事や子育て等に比べて依然として女性への負担が大きくなっている状況があります。また、家族の介護が必要となった際の介護者の支援は十分とはいえない現状であるため、介護者の支援体制を整え、介護者がいきいきと過ごせる環境に努めます。

〔具体的施策〕

具体的施策		所管課
介護者への支援体制の充実	介護者の高齢化など、介護者が抱える身体的・精神的負担の軽減を図るため、介護者に対する支援体制の充実を図るとともに、介護支援に関する情報提供に努めます。	福祉課 健康増進課
介護サービスの充実	高齢者が安心して暮らすための介護サービスの充実と家族介護者に対する支援を行います。	福祉課 健康増進課
認知症高齢者への支援の充実	認知症に対する正しい知識の普及啓発に努めます。また、早期対応につなげられるよう相談体制の充実を図り、認知症の方とその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。	福祉課 健康増進課

〔指標〕

項目	平成 27 年度現状	平成 33 年度目標
延長保育事業	9 カ所	維持
休日保育事業	1 カ所	維持
一時保育事業	9 カ所	維持
病児保育事業	1 カ所	維持
放課後児童クラブ	5 カ所	維持
放課後子ども教室開設数	5 教室	維持
ファミリーサポートセンター運営数	1 カ所	維持
相談員設置	2 名	2 名
育児相談参加率	54.7%	60%

重点目標4 ゆとりのある生活の推進

(1) 地域活動等の充実

豊かで充実した生活は、仕事と家庭生活のみでは実現できません。地域活動や趣味、自己啓発活動などの様々な活動を通じて、また、そうした活動に関わる人々とのつながりによって、人生におけるゆとりと満足感が増してくることから、地域活動や生涯学習等の充実を図ります。

〔具体的施策〕

具体的施策		所管課
生涯学習・生涯スポーツの推進	公民館等を利用して活動されている生涯学習グループの発表の場を提供するなど、その活動を支援します。 また、誰もが気軽にスポーツに関わりを持てるスポーツ教室やスポーツイベントの開催、支援に取り組みます。	生涯学習スポーツ振興課
地域イベント・行事の活性化	地域活動の拠点となる場や地域の交流の拠点となる場を提供します。	企画政策課 関係課
NPO 法人等の市民活動団体の育成	NPO 法人などの市民活動団体に対し、組織を運営するための手法の提供や活動資源への支援を行うとともに、情報の提供を行うことで、団体の活性化を図ります。	企画政策課

(2) 地域活動に参加しやすい環境づくり

あらゆる年齢層の男女が、共に様々な地域における活動やボランティア活動等に積極的に参加できるよう、情報提供や環境づくりに努めます。

〔具体的施策〕

具体的施策		所管課
地域活動への参加促進	地域活動に参加するきっかけとなるような学習機会や情報を提供し、地域、文化、スポーツ活動等への参加を促進します。	企画政策課 関係課
ボランティア活動に参加しやすい環境の整備	誰もが気軽にボランティア活動に参加できるように、活動の場の提供やボランティアに関わる情報を提供します。	企画政策課 福祉課 関係課

(3) 働く世代の健康支援の充実

仕事と生活を両立させ、心豊かな人生を送るためには、心身の健康がなによりも重要です。そのために、働く世代の健康支援の充実に取り組むとともに、特に妊娠・出産の可能性のある女性に対して、働きながら安心して出産や育児ができるよう支援体制の整備に努めます。

〔具体的施策〕

具体的施策		所管課
成人保健の推進	健康診査や保健指導の充実を図り生活習慣病の予防や早期発見に努め、健康管理を支援します。	健康増進課
こころの健康づくりの推進	こころの健康についての啓発や相談・支援体制づくりに努めます。	健康増進課
妊娠期からの母子保健の推進	妊娠届出時から、安心して出産・育児ができるよう、健診や相談等支援体制を充実させます。産前・産後サポートステーションの周知を図り、妊娠期から健康や育児への不安や悩みに対する切れ目のない支援を行います。	健康増進課
働く女性の健康維持増進	働く女性の健康維持促進のため、労働基本法の母子保護規定の周知を行い、妊産婦にやさしい職場環境づくりを促進します。	企画政策課 健康増進課 商工水産課

〔指標〕

項目	平成 27 年度現状	平成 33 年度目標
【市民アンケート】 社会活動の場において男女の地位が平等と思う割合【再掲】	24.7%	増やす
公民館等主催事業数	60 事業	65 事業
スポーツ推進委員等による出前講座の実施回数	11 回	22 回
各公民館における社会教育関係団体の登録数	313 団体	315 団体
ゲートキーパー養成講座終了者数	200 名	400 名
マタニティ教室の初妊婦参加率	46.3%	50%

基本目標Ⅳ 男女がともに安心して暮らせるまちづくり

重点目標1 だれもが安心して暮らせる環境の整備

(1) 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

高齢者が住み慣れた地域において安心して暮らせるよう、相談業務の充実や支援体制の整備を図ります。また、生涯を通じていきいきと暮らすことができるよう、積極的に社会参加できるような支援を推進します。

〔具体的施策〕

具体的施策		所管課
高齢者の総合相談窓口の充実	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括支援センターにおいて高齢者等の介護や健康等に関する多様な相談に対応するとともに、必要に応じて適切な機関や制度、サービスにつなぎ、継続的・包括的支援を行います。	福祉課 健康増進課
生きがいづくり活動の支援	生きがいづくり活動を支援し、高齢者の社会参加を推進します。	福祉課 関係課
高齢者の見守り体制の整備	高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯等が孤立することがないように、地域、家族、関係機関とのネットワークを構築し、急病等の緊急事態に迅速に対応できる体制を整備します。	福祉課 健康増進課

(2) ひとり親家庭が安心して暮らせる環境づくり

子どもの養育に対する不安や経済的な問題を抱えるなど、様々な困難な状況におかれているひとり親家庭に対して、それぞれの状況に応じた相談体制の充実や自立のための支援を行います。

〔具体的施策〕

具体的施策		所管課
相談業務の充実	母子父子自立支援員や家庭児童相談員等による各相談業務の周知を図り、相談しやすい体制づくりに努めます。 また、支援に関する様々な情報を提供します。	子育て支援課
就労支援の推進	ハローワーク等と連携し、職業訓練センター等における就労に必要な知識や技術習得に関する情報提供や就業支援を行います。	子育て支援課 商工水産課
経済的支援制度の周知	児童扶養手当や医療費助成、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金、貸付支援などのひとり親家庭に対する支援制度について広く周知します。	子育て支援課 福祉課

(3) 障害者等が安心して暮らせる環境づくり

障害の有無によって分け隔てられることのない社会を実現し、障害者が希望する地域で自分らしく暮らせるための支援の充実を図ります。

〔具体的施策〕

具体的施策		所管課
障害者への福祉サービスの充実	障害者が地域社会において安心して暮らせるよう障害福祉サービスの充実を図ります。	福祉課
相談事業の充実	障害福祉サービスの利用に必要な情報の提供や助言、支援を行うなど、障害のある人の自立生活を支援するための相談支援事業を実施します。 また、介護者の負担軽減のため、介護に関する不安や悩みの解消を図ります。	福祉課
自立支援の充実	障害のある人が地域社会において自立した生活を送ることができるよう、就労支援や学習機会の提供に努めます。	福祉課

〔指標〕

項目	平成 27 年度現状	平成 33 年度目標
高齢者の総合相談件数	332 件	450 件
地域見守り体制整備事業利用者数	208 人	250 人

重点目標 2 男女間のあらゆる暴力の根絶 【DV対策基本計画】

男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、被害者にとって最も身近な行政主体である市として、関係機関と連携し、暴力を許さない気運を高めるとともに、被害者が安心して相談できる体制づくりと自立支援の取組を推進するため、本目標をDV対策基本計画として位置づけ、DVの防止と施策の充実を図ります。

(1) 暴力を根絶するための啓発の推進

暴力は、人権を著しく侵害するものであり、決して許されるものではありません。配偶者等からの暴力や職場における各種ハラスメント等の暴力は、その被害者の多くが女性であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

あらゆる暴力を許さない社会を形成するため、暴力根絶に向けた意識づくりに努めます。

〔具体的施策〕

具体的施策		所管課
暴力の根絶に向けた広報、啓発	すべての男女がDV等の暴力について正しく理解し、社会全体で暴力を許さない意識づくりをしていくため、ホームページやリーフレット等を活用し、啓発活動に取り組みます。	市民課 企画政策課
若年層に対するデートDV等に関する啓発	若年層に対して、デートDV等に関する正しい理解を促進するための啓発に努めます。	市民課 企画政策課
ハラスメント等の防止への啓発	広報紙やホームページ等を通じて、職場や学校等のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の防止について啓発を図ります。	市民課 企画政策課
犯罪防止の環境整備	防犯灯の設置により、犯罪を未然に防ぎます。	防災危機管理課

(2) 配偶者等からの暴力への対策の推進

配偶者等の身近な者からの暴力は、被害者の多くがどこにも相談せずに、暴力が潜在化、深刻化する傾向にあります。被害者が相談しやすい環境を整備し、関係機関・団体と連携して被害者の保護や支援に努めます。

〔具体的施策〕

具体的施策		所管課
相談窓口の周知	広報紙やホームページ、リーフレットの配布等により、相談窓口の周知に取り組みます。 また、保健事業や子育て事業における各種手続の際など、様々な機会を通じて相談窓口の周知に努めます。	市民課 企画政策課 関係課
相談体制の充実	被害者の置かれている状況や背景を理解しながら適切に対応するなど、被害者が安心して相談できる体制の充実を図ります。 また、関係機関との連携を強化し、きめ細かな対応ができるように努めます。	市民課 関係課
DV防止、早期発見のための関係機関連携強化	DVの未然防止や早期発見のため、関係機関の連携を強化します。	市民課 関係課
DV被害者への支援体制の充実	被害の状況に応じて迅速に対応するため、県男女共同参画相談センターや警察等の関係機関と連携を強化します。また、被害者の自立支援に向けた相談や情報支援にも努めます。	市民課 関係課

〔指標〕

項目	平成27年度現状	平成33年度目標
【市民アンケート】 DV被害経験者で「どこ（誰）にも相談しなかった」と回答した割合	34.8%	減らす
DV対策推進ネットワーク会議開催回数	1回	増やす
【事業所アンケート】 セクシュアル・ハラスメント防止に関して取組をおこなっていない事業所の割合	34.8%	減らす

第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

1 計画の推進

この計画の推進にあたっては、市民、事業者、各種機関・団体等の理解と協力が不可欠であり、市においても男女共同参画社会形成に向けて全庁的に取り組む必要があります。

このため、「長門市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、市民や事業者、関係機関等との連携を強化しながら、施策の効果的な実施に向けた取組を推進します。

2 推進体制

他機関等との連携強化を図り、男女共同参画に関する施策の総合的な推進体制をさらに充実させ、積極的な事業展開を目指します。

(1) 市民、事業者、各種機関・団体等との連携・協働

社会の構成員それぞれが、相互に連携しながら男女共同参画に主体的に取り組み、実践の拡大を促進するため、市民や事業者、各種機関・団体等との連携を強化し、協働による取組を推進するとともに、男女共同参画に関する活動に対する支援を行います。

(2) 庁内の推進体制強化

男女共同参画社会の実現を目指し、副市長を本部長とする長門市男女共同参画推進本部が本市における男女共同参画関連施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

長門市男女共同参画審議会から助言や提言等を受け、推進体制の更なる充実を図ります。

(3) 国、県との連携

男女共同参画の推進に関する様々な施策を、国や県と連携して推進します。

3 計画の進行管理

毎年度、男女共同参画に関する本計画に基づく施策の進捗状況を取りまとめ、検証します。また、その検証結果を公表します。

付属資料

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号
最終改正 平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行う

ことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成11年6月23日法律第78号)〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則(平成11年7月16日法律第102号)〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日：平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成11年12月22日法律第160号)〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 基本方針等（第5条・第6条）

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）

第2節 一般事業主行動計画（第8条—第14条）

第3節 特定事業主行動計画（第15条）

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第16条・第17条）

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条—第25条）

第5章 雑則（第26条—第28条）

第6章 罰則（第29条—第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業者が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業者が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業者（以下「一般事業者」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業者が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取

り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第 1 項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 5 条の 4、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 48 条の 3、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の 2 の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 12 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 2 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 2 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 12 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 13 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第 14 条 国は、第 8 条第 1 項若しくは第 7 項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第 3 節 特定事業主行動計画

第 15 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(中継振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされ

ている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第 24 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第 25 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第 26 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第 27 条 第 8 条から第 12 条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第 28 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰則

第 29 条 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 18 条第 4 項の規定に違反した者
- 二 第 24 条の規定に違反した者

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 12 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 32 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 10 条第 2 項の規定に違反した者
- 二 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 33 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 29 条、第 31 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 34 条 第 26 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号
最終改正 平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等（第 2 条の 2・第 2 条の 3）

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等（第 3 条—第 5 条）

第 3 章 被害者の保護（第 6 条—第 9 条の 2）

第 4 章 保護命令（第 10 条—第 22 条）

第 5 章 雑則（第 23 条—第 28 条）

第 5 章の 2 補則（第 28 条の 2）

第 6 章 罰則（第 29 条・第 30 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)
- 第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(婦人相談員による相談等)
- 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
(婦人保護施設における保護)
- 第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい

ときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限る、することが

できる。

(管轄裁判所)

第 11 条 前条第 1 項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が
知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第 1 項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第 12 条 第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事
項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体
に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事
情

三 第 10 条第 3 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と
面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に
ける事情

四 第 10 条第 4 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会す
ることを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは
保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書に
は、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治 41 年法律第
53 号）第 58 条の 2 第 1 項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第 13 条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第 14 条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができ
ない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この
限りでない。

2 申立書に第 12 条第 1 項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相
談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対
して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援セ
ンター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人か
ら相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関
して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をす
る場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによ
って、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視
總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 12 条第 1 項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが 2 以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第 10 条第 1 項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前 2 項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第 3 項の規定は、第 3 項及び第 4 項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第一号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあっては同条の規定による命令が効力を生じた日から起算して 3 月を経過した後において、同条第 1 項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して 2 週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第 6 項の規定は、第 10 条第 1 項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第 15 条第 3 項及び前条第 7 項の規定は、前 2 項の場合について準用する。

（第 10 条第 1 項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第 18 条 第 10 条第 1 項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同条の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して 2 月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同条の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第 1 項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同条第 2 項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第 19 条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、

保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第 20 条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 12 条第 2 項 (第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法 (平成 8 年法律第 109 号) の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第 5 章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者 (次項において「職務関係者」という。) は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用 (次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第 3 条第 3 項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護 (同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。) に要する費用
- 三 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護 (市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。) 及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 5 章の 2 補則

(この法律の準用)

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際 (婚姻関係における共同生

活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成16年法律第64号〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の

防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成19年法律第113号〕〔抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成25年法律第72号〕〔抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

長門市男女共同参画推進条例

平成21年3月19日条例第1号

(前文)

すべての人が、性別にとらわれずに、自分の意思で生き方を選択し、社会に参画できるようにしていくことは、私たち長門市民の願いであります。その実現に向け、これまで様々な取組が進められてきました。

しかしながら、家庭で、職場で、そして地域の中で、性別による固定的な役割分担意識が根深く残っており、男女の不平等感、未だに存在しています。

このような状況の中で、少子・高齢化、高度情報化等、急速に変化している社会環境に適切に対応しつつ、私たち一人ひとりが、互いにその「人格」を尊重し、かつ、責任を分かち合い、性別に関係なく自立した個人として、その個性と能力を十分に発揮することのできるまちづくりを進めていくことは、重要な課題であります。

ここに、市はもとより、市民及び事業者が連携して男女共同参画の取組を総合的に、かつ、計画的に推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 性別による差別的取扱いを直接又は間接に受けることなく、個人としてその尊厳が重んじられ、その能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における自由な活動の選択を妨げることがないように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の施策又は民間の団体などにおける方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護などの家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思に基づく職業生活その他の社会活動と両立できるようにすること。
- (5) 男女が、互いの性についての理解を深め、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に対し、双方の意思が基本的に尊重されること、及び生涯を通じて健康な生活を営むことについて配慮するようにすること。
- (6) 男女共同参画は、国際社会の動向を勘案して推進されること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策と位置付け、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、男女共同参画を阻害するようなセクシュアル・ハラスメント(他の者を不快にさせるような性的言動をいう。)及び男女間の暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。)を根絶するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女が対等に参画するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本計画)

第7条 市長は、男女共同参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 市長は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう配慮しなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定するにあたっては、あらかじめ第16条に規定する長門市男女共同参画審議会の意見を聞かなければならない。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、基本計画の変更についてこれを準用する。

(施策実施における配慮)

第8条 市は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(調査研究)

第9条 市は、男女共同参画に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するものとする。

(市民の理解を深めるための措置等)

第10条 市は、毎年10月を男女共同参画推進月間と定めるとともに、市民及び事業者が男女共同参画に関する理解を深めるよう啓発活動及び学習の機会の提供等必要な措置を講ずるものとする。

(民間活動に対する支援)

第11条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第12条 市は、国、県、市民及び事業者と連携し、男女共同参画に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(実施状況等の公表)

第13条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を取りまとめ、公表するものとする。

(苦情への対応)

第14条 市長は、市が実施する男女共同参画に関する施策又は推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者から苦情の申出を受けた場合は、適切な対応に努めるものとする。

(相談の申出の処理)

第15条 市長は、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の被害者の相談に対応するため、関係機関と連携し、適切な処理を講ずるよう努めるものとする。

(男女共同参画審議会の設置)

第16条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、長門市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は委員20人以内で組織し、委員は市長が委嘱する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の3未満としてはならない。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第17条 審議会に、委員の互選により、会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第18条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第19条 審議会の庶務は、企画総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画の推進に関する市の計画であって、男女共同参画の施策を総合的かつ計画的に実施するためのものは、第7条の規定により定められた基本計画とみなす。

(長門市男女共同参画審議会条例の廃止)

3 長門市男女共同参画審議会条例(平成17年長門市条例第222号)は、廃止する。

(長門市男女共同参画審議会条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例の施行の日の前日までに前項の長門市男女共同参画審議会条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

用語解説

あ

M字カーブ

日本の女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山となるアルファベットの「M」のような形になることをいう。これは、結婚・出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下は見られない。

NPO

Non Profit Organization の略。「民間非営利組織」と訳される。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど、様々な分野における営利を目的としない住民の自発的意思による活動団体。

か

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全体が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るなど）を返ることができる人のこと。

固定的な性別役割分担

「男性は仕事、女性は家庭」などに表されるように、性別によって適切な役割や能力があり、それを分担しあうのが自然だとする固定観念をいう。その時代や地域の習慣・慣行、法制度などの社会構造とも密接に結びついている。

性別役割分担意識は、一人ひとりが持つ個性や能力、性格、適正などの違いとは無関係に性別でパターン化してしまい、柔軟な発想や自己実現意欲を損なうだけでなく、生き方を狭め、女性の経済的自立や男性の身近生活の自立を妨げる要因にもなっている。

さ

参画

「参加」は仲間に加わることであるが、「参画」は単に参加するだけでなく、企画の立案や決定にも自らの意思で関わり、意見や考えを出し責任を担う主体的かつ積極的な態度や行動のこと。

産前産後サポートステーション

妊娠期から子育て期にわたるまでの総合相談支援を行うところ（子育て包括支援センター）で、長門市保健センター内に相談窓口が設置されている。

審議会

地方自治体の行政機関に、専門家や住民の意見を反映させるため、法令又は条例に基づいて設置された付属機関。「審議会」、「委員会」の名称で審査・審議・調査等の機能を持つ。

ストーカー行為

特定の者に対する行為感情又はそれが満たされなかったことに対する怨念感情を充足する目的で、その特定の者や家族に対して行うつきまとい、待ち伏せ等の行為を「つきまとい等」とし、この行為を同一の者に対し、繰り返し行うこと。

セクシュアル・ハラスメント

性的な言動による嫌がらせ行為。男女雇用機会均等法においては、「職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により、当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は、当該性的な言動により当該労働者の就労環境が害されること」とされている。

た

短時間勤務制度

フルタイム正社員より一週間の所定労働時間が短い勤務制度。フルタイム正社員より予定労働時間が短いことから、労働者が育児・介護、自己啓発などの必要性に応じて正社員のまま仕事を継続する、または正社員として雇用機会を得ることができるため、多様就業型ワークシェアリングの代表的制度として、その普及や定着が期待されている。

男女共同参画社会

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のこと。

地域包括支援センター

地域の高齢者の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として各市町に設置させる機関。高齢者本人や家族からの相談に対応し、必要な支援が持続的に提供されるように調整する。

DV（ドメスティック・バイオレンス：配偶者からの暴力）

夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的、性的な暴力なども含まれる。その中でも恋人同士の間で起こる暴力を「デートDV」とよんでいる。

は

ファミリーサポートセンター

育児の援助を受けたい人で行いたい人が、それぞれ依頼会員と提供会員として助け合う事業で、有償ボランティアで行う。

や

やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度

男女共同参画社会の実現に向け、社会全体で男女共同参画を推進する機運の醸成を図るため、男女共同参画に向けた自主的な活動に積極的に取り組んでいる事業者や団体等を「やまぐち男女共同参画推進事業者」として認証し、広報や必要な情報の提供等を通じてその活動を支援する制度。

ら

6次産業化

農林水産業(1次産業)と製造業(2次産業)、小売業(3次産業)を組み合わせた新しい経営形態のこと。農業を続けながら利益を上げ、それぞれの土地の資源を有効に活用することで、地域活性化につながると期待されている。

わ

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

誰もがやりがい、充実感を持って働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域活動においても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。